

令和 8 年

富士川町議会 3 月定例会会議録

令和 8 年 3 月 6 日 開会

令和 8 年 3 月 2 3 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 8 年

富士川町議会 3 月定例会

3 月 6 日

令和8年第1回富士川町議会定例会（1日目）

令和8年3月6日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 3号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 4号 富士川町職員給与条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 5号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 7号 富士川町火入れに関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例について |
| 日程第10 | 議案第 9号 不動産の譲与について |
| 日程第11 | 議案第10号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第12 | 議案第11号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第12号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 議案第13号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第14号 令和7年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第15号 令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第16号 令和8年度富士川町一般会計予算 |
| 日程第18 | 議案第17号 令和8年度富士川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第18号 令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第19号 令和8年度富士川町介護保険特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第20号 令和8年度富士川町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第21号 令和8年度富士川町奨学金特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第22号 令和8年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第23号 令和8年度富士川町鹿島財産区特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第24号 令和8年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第25号 令和8年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第26号 令和8年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算 |

日程第 28 議案第 27 号 令和 8 年度富士川町工業団地整備事業特別会計予算
 日程第 29 議案第 28 号 令和 8 年度富士川町水道事業会計予算
 日程第 30 議案第 29 号 令和 8 年度富士川町簡易水道事業会計予算
 日程第 31 議案第 30 号 令和 8 年度富士川町下水道事業会計予算
 日程第 32 議案第 31 号 富士川町過疎地域持続的発展計画の策定について
 日程第 33 議案第 32 号 峡南医療センター企業団規約の変更について

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
10 番	青 柳 光 仁	11 番	鮫 田 洋 平
12 番	井 上 光 三	13 番	堀 内 春 美

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

2 番	神 田 雅 也	3 番	依 田 誠 司
-----	---------	-----	---------

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

町		長	望	月	利	樹		副	町	長	早	川	竜	一
教	育	長	樋	口	和	仁		会	計	管	理	者	深	澤
政	策	参	事	山	形	謙一郎		政	策	秘	書	課	長	渡
財	務	課	長	井	上	誠		管	財	課	長	長	田	博
税	務	課	長	大久保	公	生		防	災	交	通	課	長	西
町	民	生	活	課	長	芦澤	晶子	福	祉	保	健	課	長	中
子	育	て	支	援	課	長	小林喜文	産	業	振	興	課	長	望
土	木	整	備	課	長	井上勝彦		都	市	整	備	課	長	杉
上	下	水	道	課	長	依田文哉		教	育	総	務	課	長	小
生	涯	学	習	課	長	齋藤栄治								林

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 依田正紀
書記 井上鮎奈

午前１０時００分

○議長（堀内春美さん）

本定例会は、令和８年最初の定例会となります。

開会に先立ち、富士川町町民憲章の下、住民、行政、議会が一体となって町づくりを進めていくことの意味統一としてこの場で町民憲章の朗読を行います。

起立願います。朗読は１番宇田川朱恵議員が先導をしますので、続いてご唱和をお願いいたします。

それでは、宇田川朱恵議員、お願いいたします。

（ 町民憲章朗読 ）

ありがとうございました。

開会の前に、相互にあいさつを交わします。相互に礼。

着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和８年第１回富士川町議会定例会に、議員並びに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和８年第１回富士川町議会定例会を開会します。

なお、本日は、富士川ＣＡＴＶが町長の所信表明などを録画放送するため、議場内にカメラを設置して撮影いたしますので、ご了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

第１回定例会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

３月に入り、厳しかった冬の寒さも和らぎ、日ごとに春の気配を感じる季節となりました。３月の気候予想については、やや高めの気温で推移するとの予想もあり、春の訪れは順調に進むものと見込まれております。季節の変わり目でありますので、皆さまには引き続き健康管理にご留意いただきたいと思います。

春の便りといえば桜であります。気象庁の発表によりますと甲府の桜の開花予想は３月２５日とされています。満開の桜が私たちの目を楽しませてくれる日も、もう間もなくです。

本町が誇る桜の名所、「日本さくら名所１００選」の大法師公園におきましても、３月２８日より大法師さくら祭りが開催されることとなっており、多くの来訪者をお迎えし、地域のにぎわい創出と観光振興につながることを大いに期待しているところであります。関係者の皆さまのご尽力に敬意を表しますとともに、安全で心温まる催しとなりますことを願っております。

また、春先は空気が乾燥しやすく、全国各地で山林火災が発生しています。本町でも林野火災注意報や警報が発令されており、決して他人事ではありません。防災意識を一層高め、火の取り扱いには十分注意し、貴重な森林資源と町民の安全を守っていかなければなりません。行政と議会が連携をし、万全な備えを講じてまいりたいと考えています。

さて、２月に開催されました、ミラノ・コルティナ冬季オリンピックにおきましては、日

本人選手が各競技で目覚ましい活躍を見せ、私たちに大きな感動と勇気を与えてくれました。世界の舞台で全力を尽くす姿は、努力を重ねることの尊さと諦めないという気持ちを持つことの大切さを改めて教えてくれるものであり、地域づくりに携わる私たちにとりましても、大きな励みとなりました。

また、ワールド・ベースボール・クラシックが開幕し、国や地域を超えて競い合う姿は、スポーツの持つ力と可能性を改めて感じさせるものであり、さらなる日本選手の活躍を期待するところです。

さて、今定例会は、現議員の任期４年間における最後の定例会となります。この４年間、私たちは町民の負託を受け、さまざまな課題に向き合いながら、町政の発展に努めてまいりました。議員各位の真摯な議論と日々の努力に対し、深く敬意と感謝を表すものです。

今定例会でも、一般質問の日には、傍聴席に入れない方のために、１階町民ギャラリーのテレビで映像を流します。ご利用ください。

本会議では、令和８年度予算、条例改正などについて審議をお願いすることになります。

令和８年度の当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して分科会方式で審議し、その後、全体会で討論を行うこととしております。

議員各位におかれましては、各議案の慎重かつ丁寧な審議をお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により２番神田雅也君及び３番依田誠司君を指名いたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第２ 会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から２３日までの１８日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から２３日までの１８日間と決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第３ 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

本日は提案説明に留め、質疑につきましては１０日の本会議で、議事日程により審議をお

願いたします。

また、報道機関および広報担当者から議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長、望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

本日ここに、令和8年3月富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多忙の中、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から町政推進のため、格段のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、私は昨年12月に執行された町長選挙におきまして、町民の皆さまのご信託を賜り2期目の町政運営を担わせていただくこととなりました。改めてその責任の重さを実感し、身の引き締まる思いであります。これからも町民の皆さまからのご期待に応えることができるよう、全力で職務を遂行してまいります。これまで4年間で築いた「確かな実現力」を、次の4年間の「加速力」へと変えていく。その想いを込めて「対話と現場主義による協働のまちづくり」を基本姿勢として、第三次富士川町総合計画と連動した7つのまちづくりビジョンを公約に掲げました。

1つめは、「地域から始まる協働のまちづくり」、次に「人を育み心がつながるまちづくり」「笑顔あふれる住みよいまちづくり」「暮らしを守るまちづくり」「地域の強みを活かしたまちづくり」「自然が息づく活力あるまちづくり」、そして「行財政改革と持続可能なまちづくり」であります。これは就任1期目の4年間で実現した財政の健全化、ふるさと納税の強化、保育料・学校給食費の無償化といった具体的な成果を加速させると同時に、今後実現させたい様々な政策の起点となるものです。この7つのビジョンをもとに、町民の皆さまからの声に真摯に耳を傾け、対話を重ね、現場を知ると同時に企業や各種団体との協働を一層深めていく。こうした「対話と現場主義」を貫くことで、初めて真に町民のための施策が実現されるものと確信いたしております。これからもこのスタンスを貫き、富士川町を前進させてまいりますので、町民の皆さまのご協力をお願いいたします。

次に旧増穂商業高校跡地の活用についてであります。町では、これまで旧増穂商業高校跡地の活用と整備について、長崎知事との直接対話などを重ね、様々な協議の中で跡地の活用の要望を提言してまいりました。こうした中、県の2月定例会の所信表明において長崎知事は、旧増穂商業高校跡地を活用し、甲州財閥から受け継ぐ「開拓精神」を呼び覚ます場を創出し、失敗を恐れず挑戦する「未来の山梨の担い手」が育つ聖地として仮称ではありますが、次世代支援センターの創設検討を本格化させると表明されました。町も県とともに地域の未来を担う子どもたちや若者の育成、地域住民の学びなど、多様な世代を結びつける取り組みを進める聖地の実現に向けて最大限の努力をしていきたいと考えております。

次に、企業誘致の取り組みについてであります。第三次富士川町総合計画では、「地域の力を育み、うるおいと活力のあるまちづくり」を基本目標の1つに掲げ、商工業の集積や新た

な産業の創出、さらには関連企業の連携と定着を図ることとしております。また、企業誘致の推進と雇用機会の拡大を重要な施策と位置づけ、町内就業者数の減少抑制や新規事業者数の増加を目標に掲げております。

さらに富士川町デジタル田園都市構想総合戦略では、令和16年度までに3社の企業誘致を目標に掲げております。また、私の選挙公約にも掲げた企業誘致と新東部開発計画の実現に向け、中部横断自動車道増穂インターチェンジに近接する立地の強みを最大限に生かすために、町の東部地域を拠点とした新たな工業団地の整備に取り組んでまいります。優良企業の誘致を通じて、地域経済の発展と産業の活性化を図るとともに、自主財源の確保や雇用機会の創出による生産年齢人口の増加と定着につなげてまいります。

それでは、今定例会に提出いたしました案件のうち主なものにつきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、主要な事業への取り組み状況を申し上げます。はじめに令和8年度当初予算についてであります。予算編成にあたっては、事務事業の効率化を図るとともに、事業の妥当性、効率性など、事業全般を精査し歳入の確保に意を注ぎつつ、継続性、緊急性などを考慮して編成いたしております。特に、教育環境の充実を図るため、富士川中学校建設事業や増穂小学校給排水管改修事業など、継続中の大規模事業を柱とした、未来へ向けての積極的な予算編成を行ったところであります。その結果、令和8年度の一般会計予算は、108億6千928万7千円となり、前年度比では、15.9%の増額となりました。当初予算額の主な要因といたしましては、7年度からの継続事業であります富士川中学校新校舎建設事業費として、19億1千15万6千円を、増穂小学校給排水管改修事業費として、1億8千579万4千円を計上しております。また、3年目を迎えた農村RMOモデル形成事業費に、3千305万6千円を、かじかざわ児童センターLED照明改修工事及び社会体育施設LED照明改修工事等に所要の経費を計上しております。特別会計では、先ほど申し上げたとおり、工業団地への整備を進めるために工業団地整備特別会計を新設し、町内への企業進出を促進してまいります。当初予算案の詳細につきましては、後ほどの提案理由にて、述べさせていただきます。

次に、消防団員の報酬及び出動手当の引き上げについてであります。住民の安全と安心を守る消防団の活動は、地域社会にとって不可欠な存在であります。近年では、災害対応の高度化や災害の頻発化により、消防団員の役割はますます重要になっております。その一方で、消防団員は年々減少し続けており、定数の確保が難しい状況が続いております。地域防災力の中核として、消防団は持続可能な組織として欠くことはできません。こうした課題の解決と消防団員の献身的な活動に応えてまいりたいと考えております。こうしたことから令和8年度当初予算に、消防団員の報酬及び出動手当の引き上げに係る所要の経費を計上しております。

次に富士川町社会体育施設条例の一部改正についてであります。まず利根川公園プールの中学生以下の使用料についてであります。本町の未来を担う子どもたちの健やかな成長、水泳技能の向上は子どもたちの健康増進と次世代育成の観点から、極めて重要な課題であります。子どもたちが経済的な負担を感じることなく、気軽にプールを利用し、健康で活発な生活を送ることができるよう、中学生以下のプール使用料を無料といたします。

続きまして、プールのコース貸し料金の改定であります。近年、施設の維持管理費用の増加やより質の高いサービス提供体制の整備が急務となっております。こうしたことから、施設の安定的な運営と利用される皆さまに対するより充実した環境整備を図るため、プールのコース貸し料金を引き上げる改定をいたします。こうした施策により、子どもたちの体力向上や地域スポーツの振興に貢献できるものと考えております。

次にグリーンスローモビリティの実証実験事業についてであります。高齢者の移動支援などを目的として、昨年11月に、14日間のグリーンスローモビリティ実証実験を実施いたしました。この実証実験から見えてきた有効性と課題をもとに、さらなる検証が必要であるとの結論に至りました。このため、明年度については異なる地域や条件での実証実験を実施することといたしました。これにより、より多くのデータを収集し、より効果的な活用方法を検討するとともに、現状の交通体系を補完する役割を探ってまいりたいと考えております。こうしたことから、令和8年度当初予算に、実証実験に係る所要の経費を計上しております。

次に、明年度から始める新たな2つの介護予防事業についてであります。本町では、これまでも高齢者が元気に自分らしく暮らし続けられるよう支援してまいりました。こうした中、令和6年8月、国の制度改正により高齢者自身が自分に合った介護予防サービスを選択できるようになったことから、軽度の支援が必要な高齢者に対して2つの新たな事業を計画しました。1つめは、地域住民によるボランティア団体が町からの補助金を活用して、清掃、洗濯、衣類の整理、買い物、移動など軽度の援助が必要な方々が自立した日常生活を送れるよう支援する事業であります。2つめは、リハビリ専門職が支援を必要とする高齢者の状況を聞き取り、その後の生活に向けた目標を定め、高齢者と一緒に3か月間の短期集中プログラムでセルフマネジメント力を高め、高齢者自身の出来る力を取り戻し、サービスに頼らず自宅や地域で生活できるよう支援する事業であります。この2つの事業は、地域での支え合いと機能回復を促進する介護予防事業であり、新たに推進してまいります。こうしたことから、令和8年度当初予算に事業に係る所要の経費を計上しております。

次に富士川町林業安全装備品購入費補助金についてであります。林業従事者の労働災害の抑止と就労環境の改善を図るため森林環境譲与税を活用し、新たに「林業安全装備品購入費補助事業」を実施いたします。町内で森林整備に取り組む林業事業者が安全装備品を導入しやすい環境を整えることで、林業の安全性向上と担い手の確保・定着につなげてまいります。こうしたことから、令和8年度当初予算に補助事業に係る所要の経費を計上しております。

次に富士川ふれあいスポーツ公園の整備についてであります。公園内のソフトボール場、テニスコート、ゲートボール場などの施設は、現在、使用頻度が減少傾向にあります。こうした中、地元グラウンドゴルフ部から施設改修の要望があったことなどから、本公園を芝生化し多目的広場として幅広く利用していただけるよう整備してまいりたいと考えております。こうしたことから、令和8年度当初予算に設計に係る所要の経費を計上しております。なお、財源につきましては「富士川町スポーツ振興基金」を活用します。

次に富士川いきいきスポーツ公園スケートボードパークの整備についてであります。このたび、スケートボードパーク外周へのフェンス設置工事が完成し、現在は初心者・中級者をターゲットとしたさまざまな造形物、いわゆるセクションの製作を進めているところであり

ます。セクションの設置工事は5月の完成を予定しており、6月にはオープニングイベントを行い誰もが自由に利用できる誘客・賑わいの施設として運営してまいります。

次に「富士川町過疎地域 持続的発展計画」についてであります。過疎地域の総合的かつ計画的な対策を実施するための法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が、令和3年度から令和12年度の10年間を期間として制定されております。これまで本町では、過疎地域に指定されている鰍沢地域を対象とし、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする「富士川町過疎地域 持続的発展計画」を策定し、前期計画として事業を進めてまいりました。このたび、本計画の一部を変更し、令和8年度から令和12年度を計画期間とする後期計画を策定することについて、今定例会に上程しております。

次に子育て支援策として、子育て世帯を対象に、働く環境の拡充を図る就労支援策「ママサポおしごと」についてであります。現在、商工会などの関係団体や就労支援を専門とした民間企業と連携し、効果的に求人情報を収集・提供し、マッチングができるような支援策の構築に向け取り組みを進めております。今月下旬には、「ママサポおしごと」を広く展開し、有効な支援策となるよう、商工会を始めとする関係機関との包括連携協定の締結を予定しているところであります。今後も、「ママサポおしごと」支援策の推進により、仕事と家庭の両立を図る中、誰もが豊かで充実した暮らしの実現に向け、取り組みを進めてまいります。

次に買い物支援サービス実施店一覧の作成についてであります。本町では、日常の買い物に不便や不安を感じている町民の方が増えつつあり、移動手段の確保が難しい高齢者や支援を必要とする方にとって、身近な買い物環境の確保は安心して暮らし続けるための重要な課題であります。こうしたことから、町では商品の配達や買い物代行、移動販売などの買い物支援サービスを行う事業者の一覧を作成し、すでに町内外で活動している民間サービスの情報を1つにまとめ、町民の皆さまにわかりやすく紹介することで、買い物支援を必要とする方に、必要な支援が届きやすい環境づくりを進めてまいります。今後も、町民一人ひとりの生活実態に寄り添いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでまいります。

次に学校給食における地産地消の取り組みについてであります。本町ではこれまで、地域資源を活用した食育と地産地消を推進してまいりました。昨年11月28日に開催した「地産地消給食試食会」では、事前に地域の生産者である「農村RMO 鬼島ファーム」の皆さまによる農産物の特別授業を鰍沢小学校で行い、子どもたちは地域農業の重要性とその恵みを学びました。この授業を通じて児童たちは食材の成長過程や農業の大切さを学び、地元の食材を味わうことができました。さらに本年2月6日には、農閑期にもかかわらず地域の連携と協力を得て、地元100%の食材で構成された学校給食を提供する「地産地消給食」を実施しました。地域の生産者や農業法人であるグリーンクロスファーム（株）、J A 山梨みらい、道の駅富士川、道の駅とよとみなどの協力を得る中で供給体制を整えてまいりました。この取り組みは、物価高騰や農業担い手の高齢化といった課題を乗り越え地域全体で支える食育を実現する重要な一歩となります。単に食事の提供にとどまらず、子どもたちに地域の農業や食文化への理解を深めてもらい、地域全体で食育を推進するものであります。今後もこのような地域の力を結集し、持続可能な地域づくりに向けて一層努めてまいります。こう

したことと関連し、循環型農業による地産地消の推進は町の食料自給率を高めるとともに、災害時の食料確保にも有効な取り組みであります。公民連携による食と農を通じた地域づくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に富士川中学校新校舎における木材の活用についてであります。富士川中学校新校舎につきましては、教室や図書館などの内装に町有林の木材をふんだんに使う計画であります。このたび、大阪関西万博の「大屋根リング」の解体後の木材を無償で譲り受けることが決定し、先月契約を締結したところであります。譲り受ける木材は縦42センチ、横21センチ、長さ約5.4メートルの杉材3本で、今後、学校施設内の生徒が広く使える場所に設置し、万博の理念の一部である環境保護の実践と万博のレガシーを子どもたちに受け継いでまいります。

以上、今定例会に提出いたしました主なる案件と主要な取り組みについて述べさせていただきました。なお、今定例会に提出いたしました案件は、条例改正案件5件、条例廃止案件1件、不動産譲与案件1件、補正予算案件6件、予算案件15件、計画変更案件1件、規約変更案件1件、合わせて30件の議案を提出しております。提案理由は議案ごとに申し上げさせていただくこととしておりますが、よろしくご審議の上、ご議決あらんことをお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長のあいさつを終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 4 議案第 3 号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員、任免、給与、

服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 4 号 富士川町職員給与条例等の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 5 号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 6 号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 7 号 富士川町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

以上の5議案は、条例制定案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第3号から第7号までについて補足説明を求めます。

はじめに、議案第3号について補足説明を求めます。

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

それでは、議案第3号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関

する条例及び富士川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

厳しさを増す消防団員確保の現状にあつて、その処遇を改善し、将来にわたって安定した団員の確保に繋げるために、令和6年度から報酬等の見直しを段階的に行ってまいりました。今回、副分団長以下の報酬と出動手当について改定することで、国の示す報酬基準に達することになります。詳細は新旧対照表にてご説明いたします。タブレットの4ページをお開きください。まず、富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例関係です。こちらは年額報酬を改定し、消防団の団員の処遇改善を図ることを主眼としております。別表第2条、第3条関係、消防団副団長の報酬4万5,000円を5万円に、部長の報酬3万2,000円を4万2,000円に、班長の報酬2万2,000円を3万9,000円に、機械系の報酬2万1,000円を3万7,000円に、団員の報酬2万円を3万6,500円に改めるものです。

続いて、タブレットの5ページをお開きください。富士川町団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例関係でございます。こちらは、出動手当の改善を図るものであります。出動手当は、第14条第1項中の水火災等の災害1回につき6,000円、ただし4時間未満は3,000円を、水火災等の災害1回につき8,000円、ただし4時間未満は4,000円に改めるものであります。タブレット3ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとします。

以上、議案第3号の補足説明を終わります。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第4号について補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

それでは、議案第4号富士川町職員給与条例等の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。タブレット6ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、12月の定例会でご議決いただきました条例改正と同様に、人事院および山梨県人事委員会から、地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づく報告および勧告がございましたので、同法の、同法に基づきまして、令和8年4月1日から施行する手当につきまして、本庁におきましても条例を改正するものでございます。改正内容につきましては、次ページの第1条で富士川町職員給与条例、8ページの第2条で富士川町企業職員の給与の種類および基準に関する条例、9ページの第3条では、富士川町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例をそれぞれ一部改正するものでございます。

第1条から第3条まで同一の改正でございますので、第1条の職員給与条例の新旧対照表でご説明をいたします。タブレット11ページをお願いいたします。富士川町職員給与条例でございますが、第2条および第9条の2初任給調整手当は、これまで本庁においては該当ございませんでしたが、人事院および山梨県人事委員会の勧告に基づきまして次のページの第9条の2の2のとおり新たに第二種初任給調整手当を創設いたしまして、初任給が地域にお

ける最低賃金を下回る場合、その差額を手当として補填するということの改正でございます。

次に、タブレット14ページをお願いいたします。第10条の通勤手当であります。通勤手当は自動車等の使用者に適用されまして、10キロ以上の距離区分を対象に、月額を引き上げるものであります。続きましてタブレット17ページをお願いいたします。第5項第1号では、通勤時の駐車場利用者にひと月当たり5,000円を上限に通勤手当を新設するものでございます。タブレット10ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第5号について補足説明を求めます。

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

それでは、議案第5号富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット27ページをご覧ください。今回の改正は、工業団地整備事業の実施に伴い、当該事業に係る経費を明確に区分し、効率的かつ適正な財政運営を図るため、新たに富士川町工業団地整備事業特別会計を設置することを目的として、富士川町特別会計設置条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、28ページをお願いいたします。

富士川町特別会計設置条例第1条中、第12号に富士川町工業団地整備事業特別会計、工業団地整備事業を加えます。27ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第6号について補足説明を求めます。

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

それでは、議案第6号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。タブレット29ページをお願いします。この条例は、子どもたちの健全な育成と健康増進および地域スポーツの振興を図るため、プールの使用料について改正を行う必要が生じたことによるものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。タブレット31ページをお願いします。富士川町社会体育施設条例別表（1）、プールの項におけるプールの使用料を利根川公園プールについては中学生以下110円、コース貸し1,580円を町内の中学生以下無料、町外の中学生以下220円、コース貸し2,000円に、五開プール、中部プールについては220円を無料に改めるものであります。タブレット30ページをお願いします。附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第7号について補足説明を求めます。

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

それでは、議案第7号富士川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット33ページをご覧ください。今回の改正は、去る12月25日に開会した峡南行政組合議会において、施行日を令和8年1月1日とする火災予防条例の改正案が議決されました。本改正により、最近頻発している林野火災注意報および林野火災警報が位置づけられました。林野庁通知において、火災予防条例においては、林野火災注意報または林野火災警報が位置づけられた場合には、各市町村の火入れに関する条例において、それらが発令された際の対応を明記するように求められておりますので、それは受けたものになります。詳細につきましては新旧対照表で説明いたしますので、34ページをお願いいたします。

現在の条例では、第14条において第1項で火入れ前、第2項で火入れ中での中止の要件を規定しており、そこに林野火災注意報を加える改正を行います。林野火災注意報と一般的に呼ばれておりますが、火災予防条例に合わせて、林野火災に関する注意報という名称で規定しております。林野火災警報につきましては、消防法に規定する火災警報の一類型に分類されておりますので、特段加えてはおりません。前のページに戻っていただき、附則としまして、本条例の施行日は、既に改正火災予防条例が施行されていることを踏まえて公布日施行といたします。

以上で議案第7号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第9 議案第8号 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例について
を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第8号について補足説明を求めます。

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

それでは、議案第8号 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット36ページをご覧ください。今回の廃止条例につきましては、去る1月22日に開催しました、富士川町鹿島財産区管理会において当該管理会を解散することが決定されましたので、それに伴ってこちらに記載のあります基金条例、設置条例、管理会条例の3本の条例を廃止するものでございます。

附則をご覧ください。附則第1号第1項の条例の施行日は、財産区が所有する財産の処分を行った後に、条例の廃止を行うこととなり、不動産登記の手続きを考慮すると、具体的な施行日を記載することが困難なため、規則で定める日から施行することとしております。また、附則第2項では3本の条例の廃止に伴い、富士川町特別会計設置条例の一部を改正する必要があります。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、タブレット37ページをお願いいたします。富士川町特別会計設置条例第1条中、第8号の富士川町鹿島財産区特別会計、鹿島財産区事業を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げます。前のページに戻っていただきまして、特別会計設置条例の改正につきましては経過措置を設けることとし、改正前の富士川町特別会計設置条例の規定による。鹿島財産区特別会計の令和7年度の収入および支出ならびに決算に関しては、なお従前の例によることとしております。

以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第10 議案第9号 不動産の譲与について
を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第9号について補足説明を求めます。

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木課長（井上勝彦君）

それでは議案第9号 不動産の譲与についての補足説明をいたします。タブレット38ページをお願いいたします。本件はリニア中央新幹線建設事業の予定地内に位置、位置いたします富士川町天神中條大字北河原524番17の土地について、事業主体であるJR東海への売買および公衆用道路用地として町への寄付取得のため、必要となる所有権整備を行うものであります。当該土地の登記簿上の権利者であります天神中條区は、明治22年の市制町政施行前の財産区として存続している団体です。しかし、本財産区には財産区議会および財

産区管理会が設置されておらず、財産の処分に関する意思決定を行う機関が存在しません。このため、財産区財産である当該土地の所有権を現在、地縁団体となっている天神中條区自治会へ移転した後、必要な土地取引等を行う予定としておりますが、財産区は町の一部として存続する公的財産でありますので、議会の議決を求めるものとなります。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

日程第11 議案第10号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第9号）

日程第12 議案第11号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第12号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第13号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第14号 令和7年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第15号 令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算（第2号）

以上の6議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第10号から第15号までについて補足説明を求めます。

はじめに、議案第10号について補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

タブレット40ページをお願いいたします。議案第10号 令和7年度富士川町一般会計補正予算第9号の補足説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

（以下、令和7年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。タブレット50ページをお願いいたします。

（以下、令和7年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書の朗読説明）

起債の方法、利率、償還方法につきましては変更ございません。次に、タブレット79ページの地方債の現在高の見込みに関する調書をお願いいたします。はい、79ページですが、

地方債現在高の見込みに関する調書になります。この表の右下の数字が当該年度末の現在高の見込み 95 億 4,781 万 3,000 円となります。

以上で議案第 10 号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第 11 号および第 12 号について補足説明を求めます。

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

それでは、議案第 11 号および第 12 号について、補足説明をさせていただきます。タブレットの 80 ページをご覧ください。

（以下、令和 7 年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の朗読）

第 1 表歳入歳出予算の補正に、補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの 85 ページをご覧ください。

（以下、令和 7 年度富士川町国民健康保険特別補正予算事項別明細書の朗読説明）

続きまして、議案第 12 号の補足説明をさせていただきます。タブレットの 87 ページをご覧ください。

（以下、令和 7 年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算の朗読）

第 1 表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの 92 ページをご覧ください。

（以下、令和 7 年度富士川町後期高齢者医療特別補正予算事項別明細書の朗読説明）

以上で議案第 11 号および第 12 号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第 13 号および第 14 号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

それでは、議案第 13 号、第 14 号の補足説明をさせていただきます。タブレット 94 ページをお開きください。

（以下、令和 7 年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読）

第 1 表歳入歳出予算補正は、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット 99 ページをご覧ください。

（以下、令和 7 年度富士川町介護保険特別補正予算事項別明細書の朗読説明）

以上、議案第 13 号の補足説明であります。次のページをお開きください。

続きまして、議案第 14 号 令和 7 年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算第 1 号の補足説明をいたします。次のページをお開きください。

（以下、令和 7 年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算の朗読）

第 1 表歳入予算補正は、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット 105 ページをご覧ください。

(以下、令和7年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書の朗読説明)
以上、議案第13号および第14号の補足説明であります。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第15号について補足説明を求めます。

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

それでは議案第15号の補足説明をさせていただきます。タブレット106ページをお願いいたします。

(以下、令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算の朗読)

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたします。タブレット112ページをお願いいたします。

(以下、令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算事項別明細書の朗読説明)

なお、次の114ページ以降は、補正予算キャッシュフロー計算書と給与明細書となっておりますので、ご参照ください。

以上、議案第15号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第17	議案第16号	令和8年度富士川町一般会計予算
日程第18	議案第17号	令和8年度富士川町国民健康保険特別会計予算
日程第19	議案第18号	令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第20	議案第19号	令和8年度富士川町介護保険特別会計予算
日程第21	議案第20号	令和8年度富士川町介護サービス事業特別会計予算
日程第22	議案第21号	令和8年度富士川町奨学金特別会計予算
日程第23	議案第22号	令和8年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算
日程第24	議案第23号	令和8年度富士川町鹿島財産区特別会計予算
日程第25	議案第24号	令和8年度富士川町カラムツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第26	議案第25号	令和8年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算
日程第27	議案第26号	令和8年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算
日程第28	議案第27号	令和8年度富士川町工業団地整備事業特別会計予算
日程第29	議案第28号	令和8年度富士川町水道事業会計予算
日程第30	議案第29号	令和8年度富士川町簡易水道事業会計予算
日程第31	議案第30号	令和8年度富士川町下水道事業会計予算

以上の15議案は、令和8年度の当初予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。なお再開は午後１時といたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

午前中の町長からの提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号から第30号までの15議案については、委員会条例第6条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から第30号までの令和8年度富士川町各会計予算は、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで委員名簿を配布します。

（ 書記が委員名簿を配布 ）

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員は配付しました名簿のとおり決定しました。

ここで暫時休憩とします。予算特別委員会の委員は正副委員長互選のため、議員控え室にご参集ください。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時03分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので議長から報告します。

予算特別委員会委員長に秋山仁君、同副委員長に井上光三君がそれぞれ互選されました。
なお、議案付託表、予算特別委員会分科会名簿、日程表につきましては、会議終了後、配布しますのでご了承ください。

○議長（堀内春美さん）

日程第３２ 議案第３１号 富士川町過疎地域持続的発展計画の策定について
について議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第３１号について補足説明を求めます。

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

それでは、議案第３１号 富士川町過疎地域持続的発展計画の策定について、補足説明をさせていただきます。タブレット５５９ページをお開きください。

本計画については、タブレット５６０ページから６０４ページになります。はじめに、過疎地域の持続的発展の支援に関する法律が令和３年度から令和１２年度までの１０年間で計画期間として、令和３年度４月に施行されたことから、町では、富士川町過疎地域持続発展計画前期５年計画を策定し、過疎地域の持続的発展に努めてまいりました。この度、前期計画が本年度末、令和８年３月３１日をもって期限を迎えることから、富士川町過疎地域持続的発展計画後期５年計画を策定し、議会の議決を求めるものであります。

次に計画の概要を申し上げます。本計画は後期計画であることから、計画策定に当たっての構成やたてつけについては、前期計画を踏襲するものと、する形となっております。前期計画との主な変更点について説明させていただきます。本計画の計画期間は、令和８年度から令和１２年度の５年計画であります。新規事業として追加した事業につきましては、県単土地改良事業、用排水路整備、延長２７０ｍ、農業施設維持管理事業、十谷大堰水路、延長３０ｍ、町の花桜および芝桜の植栽事業、鹿島橋西交差点信号機感应式化事業、富士川ふれあいスポーツ公園リニューアル事業、その他といたしましては、総合計画が第二次から第三次になったこと、国勢調査等統計調査の数値が更新されたこと、本計画新たに人口見通しを取り入れることなどの内容変更および語句の数値の修正や更新などであります。

なお、本計画に基づき実施する事業の経費については、地方債、過疎債をもってその財源とすることができるとなっております。また本計画において、新たに過疎地域の持続的発展のための施策が生じた場合は、その都度、議会の議決を得て変更することがございます。

以上、議案第３１号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第33 議案第32号 峡南医療センター企業団規約の変更について
を議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第32号について補足説明を求めます。

福祉保健通課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

それでは、議案第32号について補足説明をさせていただきます。タブレットの606ページをご覧ください。峡南医療センター企業団規約の一部を改正する規約、今回の規約の改正につきましては、サンビュー富士川に在籍しているケアマネージャーが令和7年度末をもって退職することに伴い、居宅介護支援センター事業を終了することから、規約第3条の文言を改めるものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。次のページをご覧ください。峡南医療センター企業団規約、新旧対照表第3条第3号にあります、居宅介護支援センターの設置および運営に関する事務の文言を削除するものでございます。前のページにお戻りください。附則につきましては、令和8年4月1日から施行するとなっております。

以上、議案第32号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時12分

令和 8 年

富士川町議会 3 月定例会

3 月 9 日

令和8年第1回富士川町議会定例会（2日目）

令和8年3月9日
午前9時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告	1 番	1 番	宇田川	朱 恵	議員
通告	2 番	7 番	望 月	眞	議員
通告	3 番	8 番	小 林	有紀子	議員
通告	4 番	4 番	深 澤	一 幸	議員

2 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	宇田川	朱 恵	2 番	神 田	雅 也
3 番	依 田	誠 司	4 番	深 澤	一 幸
5 番	小 林	和 良	6 番	秋 山	仁
7 番	望 月	眞	8 番	小 林	有紀子
10 番	青 柳	光 仁	11 番	鮫 田	洋 平
12 番	井 上	光 三	13 番	堀 内	春 美

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (20名)

町	長	望	月	利	樹	副	町	長	早	川	竜	一
教	育	長	樋	口	和	選	挙	管	理	委	員	長
会	計	管	理	者	深	政	策	参	事	山	形	謙一郎
政	策	秘	書	課	長	渡	辺	成	昭	財	務	課
管	財	課	長	長	田	税	務	課	長	大	久	保
防	災	交	通	課	長	西	川	修	司	町	民	生
福	祉	保	健	課	長	中	込	浩	司	子	育	て
産	業	振	興	課	長	望	月	奈	緒	土	木	整
都	市	整	備	課	長	杉	田		進	井	上	勝
教	育	総	務	課	長	小	林		恵	上	下	水
										道	課	長
										依	田	文
										齋	藤	栄
												治

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	依	田	正	紀
書記	井	上	鮎	奈

開会 午前 9時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

相互に礼。着席願います。

令和8年第1回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ
ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

また、佐塚孝之選挙管理委員長には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にあり
がとうございます。

本日は一般質問の日程になっております。

一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔に願いま
す。

なお、富士川CATVが本日の一般質問を録画放送するため、議場内にカメラを設置して
撮影いたします。ご了承願います。また、傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対象と
なりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 一般質問

質問の通告者は4名であります。

これから通告順に一般質問を行います。

それでは通告1番、1番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

それでは、任期最後の一般質問をさせていただきます。まず一番目は選挙事務についてに
なります。富士川町では、夏の参議院選挙から12月に町長選挙、2月に衆議院選挙、4月
に町議会議員選挙と選挙が続きます。選挙が続くことで課題が浮き彫りになりまして、その
課題というのが三つあります。一つ目が、立会人を探さなければならない地域の負担です。
もう一つが、住民票がある場所と実際に住んでいる居住地が離れている、また引っ越しをし
て3ヶ月前の、住民票がある場所で投票をしなければいけないという、特に若い人への投票
が難しいという課題です。もう一つが職員の方の負担となります。

まず、地域の負担、選挙立会人の課題について取り上げたいと思います。公職選挙法では、

立会人が2人以上5人以下となっています。そのため、どんなに少ない地域でも、必ず2人以上の立会人を探す必要があります。不在者投票の立会人も含めると、大体4人ぐらいを選挙ごとに探す必要があると区長さんから聞きました。今回のように選挙が続きますと、立会人を探すことが非常に難しくなっています。こういった小さな大変さが現在至るところで積み重なっておりまして、地域の役が難しい、また地域の組を、こんなに大変であれば抜きたいという声にもだんだん繋がってくると思います。そこで北海道の士幌町というところでは、立会人の公募制を行っています。とはいえ、知らない人が立会人をするのは不安だという声もあると思いますので、1人は地域の方で1人は公募で募集することをぜひ富士川町でも考えていただけないかということです。士幌町ではですね、公募することにより、今まで選挙には興味がなかった世代が実際に選挙の現場に関係することで、選挙に興味を持つようになるという効果も副次的に生まれています。

ということで、(1)の質問になります。投票人の確保が困難な現状を鑑み、立会人公募制の導入ができませんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

佐塚孝之君。

○選挙管理委員長（佐塚孝之君）

ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。本町における立会人は、自治会推薦による地域住民にお願いしているところであります。これは選挙における公正公平な観点から、投票所において地域を知っている方が立ち会うことで安心して投票できること、また顔がわかることで本人確認や不正投票を未然に防ぐことができるためであります。

こうしたことから、今後も公正公平な選挙執行のため、人選にあたっての苦労はありますが、引き続き自治会いわゆる区のご協力により、投票立会人の選任をしまいたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。回答を選挙管理委員長からありがとうございました。

ちょっと再質問になりますけれども、公平という言葉が非常に選挙、大事になると思いますけれども、公平というのを何をもって公平にするかというところは少し課題があるかと思っています。選挙の不正を防ぐ、1人地域のことをよく知っている人がいるというのであれば、1人いらっしゃれば、特に中山間地域等は非常に、もう当日の選挙が少ないですので、特に課題はないかと考えます。もう一つ目が、公平、公正というところなんですけれども、こちらにおきましても町の方できちんとその応募してきてくださった方に、きちんとした面接のようなものをしていただければ、特に問題はないのかなというふうに考えております。今回の目的に立ち上げの目的とは違うかもしれませんが、町でも短時間雇用を進めていくという施策を打ち出しています。雇用ではないですけれども、今まであまり地域と関われない人が関われるチャンスというのも出てくるかと思えますし、また、もしこの立会人の人が集まらなくても、地域の方で従来どおり、2人を探すだけで見つければ負担軽減、見つから

なければいつもどおりということですので、やっぱり本当に今探るのが難しい中で、このままちょっとずっと様子を見るっていうことは、非常に未来にとってすごく負担があると思いますけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。投票立会人を選任を公募した場合がありますが、公募人数が必要人数を満たさないことが当然想定されます。こうした場合は、不足分を先ほど議員がおっしゃったように、地域へお願いをしなければならないという状況に陥ります。限られた日程で選挙を行うものですから、この辺に続きつきましては、時間的に非常に厳しいというふうに考えております。また選挙につきましては、頻繁に行われるわけではないので、朝から夜まで、また拘束時間も非常に長いことがあります。短時間雇用とは非常に言い難いことではないかなというふうに考えております。こうしたことから、先ほど委員長が答弁申し上げましたとおり、公平公正な選挙執行のために、顔のわかる地域の方々を引き続き選任をしてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。そうですね、答弁ありましたが短時間雇用については、1 年間の中で1 日だけっていうところで、単日雇用っていう形にもなるかなと思います。顔の知ってる方がというお話だったんですけども、この議場にいる方は非常に地域に馴染んでいらして、地域の中で様々な活躍していらっしゃるの、例えば、地域の役員さんのことを非常によく知ってる方だと思うんですね。しかしながら、引っ越してきた人や若い世代や移住者なんかは、地域のその役員さんっていう方とも別に顔見知りでもないの、そこのところはやっぱりそういう方に対しては少し若い方であったり、女性であっても全く立会人については問題はないかと考えます。また、ちょっと今の段階では難しいということでしたけれども、やはりちょっと地域の負担も考えて、ぜひ検討していただきたいと考えます。

では、(2) の方の質問になります。こちら負担を減らすという意味での質問になります。最近では期日前投票が浸透しておりまして、当日の投票を利用する人は減少傾向にあります。また、今回の衆議院議員選挙日には、特に山間地域では雪になりましてかなり積もりました。従事者の安全面の確保という課題も浮き彫りになりました。また、立会人の拘束時間を短くする、あと深夜の開票作業を早めること、また光熱費などの削減にもなることから、利便性や従事者の負担軽減のため、投票所の開所、閉所時間の柔軟な見直しを検討できないか伺いたいします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。公職選挙法第40条においては、投票所の投票時間が

定めており、定められており、投票人の投票便宜のために必要があると認められた特別な事情がある場合に限り、繰上げ、繰下げができると規定されておるところでございます。本町では、投票者の投票機会を確保する観点から、これまで法律に準じました投票時間としておるところでございます。今後は投票時間の、失礼しました。投票所の時間別の投票者数の他、有権者数や地理的条件などから、投票所の適切な配置も含めまして検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。再質問になりますけれども、これ特にやっぱり中山間地域で夜もしくは朝早くの投票、特に夜かなと思いますけれども、例えばですね、夜7時以降の中山間地域、平林地区ですとか穂積地区、こちらの投票者数は何人ぐらいになるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。中山間地域の投票者数でございますが、投票所ごとやはり投票者数は異なっております。投票内容や投票率によって非常に変化するものでございますので、増減についても計れないところでありますが、一例を挙げますと、宇田川議員のお住まいの平林投票所先に行われました衆議院の総選挙の19時から20時ですね、1時間の投票者数は2名でありました。投票率につきましては、3.2%ということの投票率でございます。他の投票所につきましても、数人ではありますが投票しております。投票率は1人につきやはり1人投票しますと1%以上超えてしまいますので、必要ではないかというところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。とはいえ、やはり夜の投票、2月8日執行の衆議院議員選挙は雪が降ったということもありまして、夜の投票がもしかしたら少なかったということもあるかと思っておりますので、引き続きデータの比較の方をお願いしたいと思います。

もう一つですね、投票所の時間について、について再質問になりますけれども、立会人をですね、午前と午後の2部制に分けることはできないかという質問をしたいと思っております。というのはですね、拘束時間が朝の7時から夜の8時で非常に長いので、育児や介護中の人、忙しい人は立会人をしたくてもできないという状況があります。またご高齢の方は、この長時間投票所に座っていることが非常に大変だという声も上がっております。そこで午前午後の2部制に分けることはできないか、再質問でお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。投票立会人が2部制というお話でございますが、制度上は可能であります、立会人を確保する人数がこれまでの人数の倍になるということでございます。さらに確保が厳しくなってくるということが想定されまして、各区の人員確保の負担がさらに増えるということでもあります。以前ですね、区長会においても同様のお話がございました。そのときにはやはり確保する人数が増えることから、非常に難しいということで区長さんからお話をいただいております。そこで、従来どおり1日単位で実施をしていきたいということで区長会でもそのようなお話になったところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。通告に従って質問してください。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

わかりました、失礼いたしました。承知いたしました。

では、またこの投票時間の開所、閉所時間の見直しというところはデータを取りながら、ぜひちょっと検討していただきたいと思います。本当に立会人が出せないという事態になりますと、地域も非常に困ると思いますので、皆さんちょっと一生懸命探しているところもありますので、ぜひ柔軟な対応をお願いしたいと思います。

では、（3）の質問に移ります。小林有紀子議員が以前一般質問をいたしました、移動投票所の導入について、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。移動投票所は、山間部や高齢化の進む地域において、投票所までの距離が遠く、移動が困難な選挙人の投票機会を確保することを目的として設置する投票所であります。山梨県内におきましては、甲州市や身延町が投票区の再編に合わせ、移動投票所を設置しております。本町におきましても、投票所の再編を行う場合には、移動投票所設置の有効性や立会人の確保など先進自治体の状況を調査し、移動投票所について研究してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。先ほどですね、早川町や身延町では既に行っているということでしたが、こちらがたぶん先進自治体ということで研究を進めるということかと考えますけれども、富士川町の場合はですね、地域はどのあたりを想定していて、どのような形がよいと今の段階で考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。非常に難しいお話だと思います。地域をこちらで、こ

の地域ということはお話にはできないです。いずれにしても先ほど来申し上げておりますように、投票率や投票状況、そちらを確認をしながらどちらが統合がふさわしいとか、いろんな方法を考えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。通告に従って質問をお願いいたします。質問を質問、先ほどは進捗状況ということで通告がしてありますので、それに従って質問をしてください。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

先ほど様々な課題がということでしたけれども、この進めるにあたりまして、進めるかどうかはまだかというところもあるかと思えますけれども、そこにおきまして富士川町の中では、例えば移動投票所などでは、車、車代とかそういったものを用意しなければいけないということもあると思うんですけれども、その辺りとか富士川町で考える課題っていうのは今どこを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい、再質問です。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。本町で投票所の再編を行った場合ですが、投票者が遠くの投票所にできない場合に投票できる機会として移動投票所は有効だと考えております。その場合ですね、統合して移動した場合に投票所は1日、今の投票所でいきますと1日、その場所で投票できるわけですが、移動投票所では、期日前投票の期間中の数時間だけ投票できるということになります。そちらは非常にデメリットではないかというふうに考えております。また、指定投票場所での投票となりますので、今までと、今までの投票と同様に、例えば公民館の近くとか公共施設の近くとかというような、その場所まで投票に来ていただくという必要がございます。その辺につきましても慎重にやっぱり協議をしていく必要があるかと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。様々なメリットとデメリットがあるかと思えますので、またぜひちょっと検討をしていただければと思います。町民の皆さまの投票の機会を奪うことなく、しかしながらやはり人口減少に立ち向かうということで、よりよい方向をぜひ検討していただければと思いま

す。

次にですね、(4)の質問になりますが、不在者投票についてになります。こちらちょっとパネルを用意いたしました。傍聴の方は資料の方ご覧ください。議員の方と職員の方にはタブレットの方に入っております。こちらですね、期日前投票と不在者投票との違いを表にしております、ご覧ください。期日前投票というのは、もう皆さん既にしてらっしゃるかと思いますがけれども、投票日に投票に行けない方が指定の投票所で投票日前に投票ができるという制度になりまして、一方不在者投票は三つのパターンがあります。それぞれちょっと複雑になりますので、もしかしたらご存知ない方もいらっしゃるかもしれませんが、今回ちょっとこの不在者投票について質問をさせていただきます。

特にですねこれ若い人の課題になるんですけれども、若い方はインターンや研修などで家を出る機会が多く、選挙に行かなくてはいけない、もしくは行きたいと思っていますが行かないんだという声も聞かれました。ご覧になっていただくとわかりますけれども、不在者投票というのは国政選挙の方がしやすい制度であることもわかると思います。といいますのは、国政選挙の方が選挙期間が長くなっているの、郵便などでその投票券を取り寄せて、現在滞在している自治体で投票する場合に、その投票所も全国区でやってますので、長い時間空いてるんですよ。なので、学校や仕事が終わった後にその期日前投票所に行って、その滞在地の期日前投票所に行って投票することができるんですが、例えば、富士川町内だけの町長選や町議会議員選挙では、他の自治体では選挙をしていないので、市町村の役場が閉まる時間までに行かなければいけないというふうになりまして、非常にハードルが高い制度なっております。本来であればもう少し簡単な方法で、例えばインターネット投票などどこにいても投票ができれば良いのですけれども現在、公職選挙法では決まりがありまして、不在者投票という手段しかないということもわかりました。このように若い方のまず投票率が低いと嘆きますけれども、非常に構造的な問題があるということもわかっていたきたいなと思っております。現行の法律を変えるのはなかなか難しいですけれども、投票はやっぱり権利でありますので、少しでも多くの人に投票してもらうように工夫することは大切だと考えます。

そこで、(4)になりますが、不在者投票制度を確実に利用できるように積極的な制度の周知ができないか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。不在者投票制度は、選挙期日前、期日または期日前投票に仕事や旅行、病気などで投票所に来られない方が、期日前に滞在地や病院等の施設など投票所以外で投票できる制度であります。本町選挙管理委員会では、町のホームページに不在者投票制度の概要や手続きの方法を案内しておりまして、不在者投票制度の周知を図っておるところであります。こうしたことから、今後も引き続き町のホームページ等におきまして、不在者投票制度の周知に努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。引き続き周知をしていただけるということですが、再質問になりますが、例えばですね二十歳の誓い、こちらは実際の生活場所と住民票に差がある方もやっぱりこの日は参加してくれると思います。なので、こういった日にチラシなどを入れて、不在者投票のやり方などを広報することはできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。富士川町の二十歳の誓いにおきまして、選挙、選挙に興味を持っていただき、選挙啓発のために冊子やノベルティグッズをお配りしております。冊子やこのような絵本というような形ですが、これは公益財団法人明るい選挙推進協議会で出されているものをお渡ししておるところでございます。この啓発冊子に期日前投票や不在者投票制度も掲載をしておりますので、引き続き同様に周知をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。では引き続きの周知の方お願いいたします。もう一つ再質問になりますがホームページ、ホームページ上で公開しているというお話でしたけれども、不在者投票自体を知らないところ検索することもできないので、またもう少しSNS等も含めて不在者投票のやり方を周知することはできないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。不在者投票につきましては、投票日に投票に行けない方を補完する制度でありますので、基本的には投票所で投票をしていただくということが大前提となっております。不在者投票制度も確立されておりますので、本町のホームページの選挙欄に不在者投票の申請の方法が掲載されております。また窓口にお越しいただいた際にも丁寧に説明をしておりますので、ぜひですね、そちらをご活用いただきたいということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。もちろん投票所でっていうところは本当によくわかりますし、不在者投票が様々なちょっとトラブルの元になっているという、あの選挙のときに不在者投票数を何か入れなかったとかそういったことで新聞見てますし、非常に大変な制度をやってくさってるということは重々承知なんですけれども、やはり今すごく生活スタイルが変わっておりまして、な

かなかこの場で生活していて選挙に行くっていうのが難しくなっております。もちろんこれはもとの法律がありますのでそこは仕方ないのかなとも思いますけれども。やっぱり富士川町の若い人たちが本当に選挙に行きたいっていう人が行けるように、ぜひ町の方でも協力をしてもらえたらと思います。

もう一つ再質問になりますが、この不在者投票の申請なんですけれどもこちらのやり方について、ご説明の方よろしく願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん、質問に沿って沿ってですね、積極的な制度の周知ができないか伺うという質問なんですけれども。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

わかりました。はい、すいません。次の5番に行かせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、では、失礼いたしました。

では、次に選挙公報について質問をさせていただきます。公職選挙法では選挙期間が厳密に決められておりまして、候補者の情報に公にアクセスできる期間と方法が限られております。この議場にいらっしゃる方は選挙に非常に密接に関わっていらっしゃる方ばかりなので、アクセスがしづらいということはないかと思っておりますけれども、やはり若い世代の方または町外へ通勤通学している方にとっては、選挙期間中になってもやっぱり町にいたのは選挙活動の時間外ということになりますので、どうしても情報が入るのが選挙ポスターのみということになります。インターネットの活用は公職選挙法で可能なんですけれども、どうしても知名度が高い国会議員にはアクセスがしやすく、残念ながらやっぱり地方議員よりも現在国会議員の方が身近になるという現象が起きております。ですので、身近な地方選挙の方にやっぱりどうしても興味が持っていないということが起きているかと考えます。そこで選挙公報についてなんですけれども、選挙公報は候補者が同じ紙面サイズに掲載され、有権者にとって比較され、比較するためにも非常に使いやすい道具だと思っております。しかしながら新聞を購読する家庭も減っておりまして、生活スタイルも多様となる中で現在ホームページは必須の広報かと考えます。

（5）の質問になります。町長選挙、町議会選挙の選挙公報を待ちホームページに記載できないか伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。富士川町選挙管理委員会では、町長選挙および町議会議員選挙におきまして、告示から投票、投開票日までの日程が非常に短いことから、新聞折り込みで選挙公報を配布いたしておるところでございます。町内には新聞を購読していない方もいらっしゃることから、選挙公報の町のホームページの掲載につきましては、これらの

方々に対して有効だというふうに考えております。こうしたことから、選挙公報のホームページへの掲載につきましては、4月の町議会議員選挙から実施できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ホームページ上に公表していただけることでぜひお願いしたいと思います。

次に（6）に移ります。選挙公報を商業施設などに置いてもらうことはできないか、引き続きお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。国政選挙における選挙公報につきましては、町内の公共施設、金融機関、福祉施設、コンビニエンスストアなどの協力を得て設置をしていただいております。町政選挙におきましては、先ほど申し上げましたとおり、発行日から投票日までの期日、期間が非常に短いことから、設置ができていない状況であります。こうしたことから、国政選挙におきましては、今後も引き続き町内事業者の協力をいただき、選挙公報の設置を進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ぜひ積極的な広報の方、よろしくお願いいたします。

次にですね、（7）電子投票機の導入についてに移ります。電子投票機につきましても、資料を用意しましたので傍聴の方はご覧ください。こちらはですねインターネット投票ではなく、現在ですね地方議会選挙のみ投票所で使用できるものです。こちらが四條畷市、大阪にある四條畷市で行った際の写真になります。四條畷市では久々の電子投票だったので、何度も確認をしたということで、今までの紙の投票用紙を使った選挙とは総時間数というのはあまり変わらなかったそうですけれども、従事する職員の方の数は3分の1に減少したということです。また、高齢者の方からも非常に画面が見やすく良いとの声がありました。その他にもですね、従事者の負担減だけではなく、候補者の名前の書き間違いを減らす、故意ではない白票を減らすといった効果もありました。そこで（7）電子投票機の導入について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。電子投票は、平成14年に執行されました地方自治体電子投票特例法に基づき、自治体が条例を制定すれば地方選挙で実施できるものでありますが、これまでの実施例は全国で26例ということでとどまっておるところでございます。電

子投票は開票時間の短縮や人員削減、無効票が減るなどのメリットがありますが、一方でシステムトラブルの影響で以前、選挙が無効が確定したということもあります。また総務省が認めたシステムの採用、必要な機器のレンタルに経費がかかるなど、導入に向けた課題があります。こうしたことから、先進事例の研究や国、県の動向などを注視しまして慎重に検討をしてみたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい、今の答弁で安全面とコスト面の課題があるかと聞きました。安全面についてはですね、これからどのように検討を重ねていってどれぐらい安全だっていうこと、状況になればというようなのはちょっと難しいかと思えますけれども、コストについてですね。こちら確かに四條畷市でもデメリットというのはコストだったというふうに、そのときの市長さんが答えていらっしゃいます。コストについてですけども、こちら富士川町ではどれくらいかかると考えているのでしょうか。もちろんこれ職員さんが少し人件費というものが減ってくるということもあると思えますけれども、それに比べて非常に高すぎるというふうに考えているのか、それとも将来的には導入していきたいというのは、どのあたりでその判断をされるのか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。再質問になります。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。非常に難しいお話ですが、先にですね実施されました宮崎県の新富町というところの町議会議員の補欠選挙が行われました。こちらでは端末のレンタル費用が1, 200万ということでありました。この他ですね、公費負担や諸経費がかかりますので、通常の富士川町で行われている選挙よりも増額になるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。まだ非常に高コストが高いということですが、技術面はコストが下がってくことも考えられますし、また前回ですね、2月20日に男女共同参画の学習会もありまして、やっぱりワークライフバランスがこれから非常に大切だ、ということや労働人口が非常に減少してくるということもありますので、ぜひ釣り合うようになったら早期に導入を考えていただきたいと考えております。これで1の質問の方は終わりますけれども、投票率がどの市町村でも現在下がっている傾向もあります。地方議会にやっぱり関心が持てないというのは議会の責任が非常に大きいのではないかと私も考えておりますけれども、昔と変わり生活スタイルが変化している現在、やっぱり町民の皆さんに届きやすい仕組みをぜひ考えていっていただきたいと痛感しております。あと最後にですね、決して間違いが許されない選挙事務を扱う選挙管理委員会をはじめ、職員の皆さまには、実際本当に敬意と感謝しかないと思いま

す。議員の方も議員としてぜひあの皆さんが政治に興味を持ってもらえるように発信などをしていきたいと思っております。

では大きい2番の質問に移らせていただきます。大きい2番の質問は地産地消給食についてになります。地産地消給食は多くの自治体で奨励されていますが、非常に苦労している自治体も多いと感じました。それぞれ自治体により状況が違いますけれども、成果を上げている自治体もいくつかあります。3月6日の新聞にも、町長のあの地産地消給食についての思いが掲載されていました。富士川町では今後、地産地消給食をどのように進めていくかについて質問をしていきたいと考えます。

まず(1)ですね、地産地消給食は非常に様々な目的があるので、成功している自治体ではこの地産地消給食を使ってまちづくりも行っており、一石二鳥、三鳥、五鳥ぐらいの政策として取り組んでいるところも多々あります。富士川町では地産地消給食にどのような目的で取り組むのか、(1)でお伺いいたします

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町が地産地消給食に取り組む目的ということでご質問いただきました。これはですね、学校給食を通じまして、子どもたちに地域農業や食文化への理解の関心を深めてもらうとともにですね、新鮮な食材を活用するという目的があります。

こうした中でですね、昨年11月には鰯沢小学校において農村RMO鬼島ファームの皆さまによる学習機会を設け、また本年2月には農閑期でありながら関係機関の連携により、地元食材100%の学校給食を小中学校で実施いたしました。昨年度は1回、地産地消の給食をやりました。今年度は2回実施できました。この回数を少しでも増やしていけたらなというふうに考えているところでございます。また地産地消給食は、子どもたちの健全な成長を支えると同時に、農業振興や地域経済の循環、さらには物価高騰や農業の担い手不足といった課題への対応も繋がると思いますし、あと遊休農地の解消ということにも繋がっていくというふうに思っております。とても重要な施策だと考えています。今後もですね、学校給食につきましては、地産地消を始めとする食育の推進に引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。今の町長からの答弁を聞きますと、教育だけではなくて、農業などそこ様々な分野に関わって地域おこしなどですね、様々な分野に関わっていくのかなと思います。これから、目的を進めていくにおきまして、例えば課を横断するような協議会を作っていくような予定はあるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。給食食材を使った地産地消の取り組みについて、課を横断した協議会等を作ることを考えないかというご質問に対してなんですけれども、現在においてもいろいろな課題がある中で、現段階において関係課が連携した取り組みについては、詳細について具体的な方法が現在確立されていないというところから、今後、関係課で検討する場合において、議員がおっしゃる協議会の設置も一つの案として有効であると考えますので、今後検討の一つに入れていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。農と教育というところで少し課がちょっとわかれますので、ぜひ良い方向で検討していただければと思います。

次にですね（２）の方の質問になりますけれども、現在物価も高騰しておりまして、農家や地域が町の子どもたちのためにと今は頑張って食材を提供できましても、やっぱりこのままですと、なかなか買い取りの価格というところで持続が難しくなることも想定されます。食材がなければやっぱり地産地消給食、持続することは難しいと思います。新たなやっぱり買取システムを作っていく必要があるのかなと考えます。そこで（２）の質問になりますが、持続可能な地産地消給食への供給体制を築くため、市場価格に左右されない生産者との協議による買取価格の決定はできないか伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。学校給食用食材の調達につきましては、公費による物品購入であることから、地方自治法を始めとする契約事務の基本原則に基づきまして価格の妥当性や公平性、透明性を確保することが重要であると考えております。特定の生産者と協議の上で、市場価格と乖離した価格を決めることは、他の納入事業者との公平性の観点や契約事務の透明性の確保という点から慎重な対応が求められるところでございます。また、市場価格を基準としない調達が継続した場合には、学校給食の安定的かつ継続的な運営に影響を及ぼす可能性も否定できません。こうしたことから、現時点におきましては、学校給食用食材について、市場価格を前提としない買取価格を設定することは困難であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ちょっと難しいという答弁だったんですけれども、またその協議会などができましたら、価格などもきちんと公平に決めるということも可能になるのかなと思いますので、やっぱり私が一番危惧するのが、やっぱり食材が手に入らないというところは、やっぱり子どもたちにとっても町にとっても良くないと思いますので、またぜひそのあたりは検討してい

ただきたいと考えます。

次に（３）の質問に移ります。長野県の松川町では有機農業研修で作られた野菜を給食に卸すことを始めまして、現在ではその研修生が自立をして育ち、作り始めた野菜を契約栽培という形で学校給食が購入しております。遊休農地と地産地消給食と移住、また農家の担い手形成、持続可能な環境や健康寿命の延伸という形で、先ほど述べたように一石二鳥、三鳥、五鳥くらいの政策になっていると考えます。松川町も富士川町と似ていて、人口が１万１，８５３人で面積が７２キロ平方メートルぐらいの町になります。そこで、我が町でも遊休農地を活用した給食食材の生産について、町として新たな仕組み作りを検討できないか伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町では、遊休農地の有効活用を図るため、荒廃状態になっている農地の整備費用や苗木の購入代の補助制度を設けております。また、農業委員会では、遊休農地を登録し、耕作希望者にあっせんする事業を実施しております。これらの制度は、農作物の生産目的を限定せず、遊休農地を活用して耕作を希望する方に広く利用していただける制度となっております。

こうしたことから、これらの制度を周知することにより、遊休農地を活用した農業生産活動の推進を図ってまいりたいと考えております。一方、給食食材として農産物を使用するにあたっては、規格や品質および安定した供給量の確保が求められます。こうした条件を十分に満たすことができないければ、遊休農地を活用して生産された農作物を取り扱うことは難しい状況でございます。こうした点が新たな仕組み作りにあたっての課題と認識しており、まずはその状況を踏まえながら検討していく必要があると考えます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○１番議員（宇田川朱恵さん）

はい。やはりちょっと今の答弁を聞いていて、どれ、こういったものが使えるのかなど、やはりあの教育委員会と実際に農業の現場では協議会というか、協働が非常に必要ではないかと感じています。

再質問になりますけれども、この仕組み作りを検討できる中で、やはり計画というかロードマップのようなものがやっぱり必要じゃないかなと今の答弁を聞いてて感じたんですけれども、このようなものを作り、実施するということについては考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。ロードマップはプロジェクトの目標達成に必要な道のりを明確化し、関係者間で意識を統一をして取り組むというためには有効であると考え

おります。現段階では、給食食材としての消費を含め、地産地消を町でどのように行っていくかというところの検討を始めておりますが、まだ詳細が明確にできておりませんので、今後関係課で協議する上で方法を考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい、ぜひお願いしたいと思いますし、また現時点での現在地ですね、給食が1回だったのが2回になってきたということもありますけれども、それもどのように評価しているのかというところもあわせてまた考えていただければと思います。

では次の質問に移ります。（4）番の質問になります。アメリカで始めました有名な取り組みになりますけれども、エディブルスクールヤードとアメリカでは言うんですけれども、学校農園という取り組みがあります。現在、富士川町内の小学校でも畑の活動をしています。せっかく町で地産地消給食に取り組むのですから、中学校でもぜひ農園をしたら良いのではないかと考えます。またこの学校農園ですが、学校に行きづらい子どもたちの学習の場ともなっている例も多々聞かれています。兵庫県や松本市などにあります。（4）になります。富士川中学校の建設にあたり、将来的な食育、環境教育の場として活用できる学校農園の設置を検討できないかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。学校農園は、食育や環境教育の観点から、一定の教育意義があるものと認識しておりますが、現時点では新設校への恒常的な学校農園の設置は、慎重に判断すべき課題であると考えております。その理由といたしまして、農園の維持管理に係る人的負担や安全管理、授業時間の調整、長期休業中の管理体制など学校現場に継続的な負担が生じる可能性があるということが挙げられます。また、教職員の業務負担軽減が求められている現状を踏まえますと、新たな常設施設の設備につき、設置につきましては、十分な体制整備が不可欠ということになります。こうしたことから、学校、新校舎整備にあたっては、まずは校外学習や地域の農業体験、既存施設との連携など学校外資源を活用した食育、環境教育の充実を基本としてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。先ほどですね人的資源がということでしたが、やはりもう既にやっている市町村ではやはり先生はここにはついていなくてですね、引退した先生方であったり、地域の家庭菜園が得意な方であったり、農業の方であったり、そういった方をお願いをして協働をしております。その辺りのところもう検討されているかもしれないですけども、ぜひ検討していただいて子どもたち、特にやっぱり学校に行きづらいお子さんに非常に有効だというデータが出てますので、ぜひ検討の方をお願いしたいと思います。

それでは最後の質問になります。現在では学校給食がメインとなっておりますけれども、保育所の方が給食室がここにありまして、ロットが小さいため地産地消給食がやりやすいとも考えられます。また幼児のときから安全な地域の食材で育つことは、子どもにとってはもちろんですが、幼児の場合は保護者にとっても非常に安心ですし、保護者のこれからの学びになるとも考えます。(5)の質問になりますが、町全体における地産地消給食推進のため学校給食と連携をとりながら、保育所の地産地消給食も推進できないか伺いたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまの質問にお答えいたします。保育給食につきましては、副食として各保育所にて調理を行い、食材規格の統一化をはじめ、安定的な供給体制の確保を原則に管理栄養士監修のもと、安全安心な保育給食の提供を行っております。地産地消給食の導入については、子どもたちに地域の食文化や農業への理解を深める食育の観点からも、また地域農業の振興という観点からも大変重要なことと認識しております。こうしたことから、今後は学校給食の地産地消の取り組み状況や食材の調達方法について、情報共有を図りながら地産地消給食の推進に向けた調査研究を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ぜひこれから連携した方がやりやすければ、ぜひ連携してロードマップの方も一緒に作っていただければと思います。

最後になりますけれども、地産地消、地産地消給食は多くの自治体が行っておりますけれども、あの成功している先進自治体というところには私調べていて共通点があるなと感じました。まず一つ目が目的が明確であるということで、二つ目が様々な団体が協働しているということで、特に役場内では教育等農業の分野で課での横断ができているということで、三つ目が、現在地とそのゴールを町民の皆さんにオープンにしていることなどが挙げられると思いました。こちらもう町でやっていきますというような取り組み、取り組む姿勢、こちらは富士川町では非常にできていると思いますけれども、これも非常に大事でまちづくりの一環として取り組む姿勢が見える化されていること、これが最後に挙げられます。ぜひですね、富士川町でも富士川町独自の方法で地産地消、地産地消給食を進めていただき、やっぱりまずは子どもがこの町で育ってよかったと思えるような町にしていきたいと考えます。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告1番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時06分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告2番、7番 望月眞君の一般質問を行います。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

7番議員望月眞です。今回は第三次富士川町総合計画について、一般質問を行います。こじ総合計画策定にあたっては、第二次総合計画の検証と課題や財政状況など町の現状を踏まえ、未来の町の姿から逆算して現在の町の施策を考えるバックキャスティングの手法を取り入れられています。基本放送の策定にあたりタウンミーティングの開催や各種アンケート調査を実施して、町民のニーズを把握しています。また、小中学生の声を聞き取っていることも意義あることだと思います。策定から1年が経過しようとしています。10年を見通した実施計画であり、実質的な取り組みについては、まだまだ検討段階にあるものが多いと思いますが、その点を踏まえながら施策の体系、まちづくりの基本目標1から6について、何点かに絞って質問をいたします。

最初の質問です。基本目標1 地域から始まる協働のまちづくりの取り組み内容として、自治意識を高める研修の充実とリーダー的人材の育成が提起されていますが、現時点でどのような取り組みがなされているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。自治意識を高めるための研修やリーダー的人材の育成につきましては、現在は実施しておりませんが、区のリーダー的存在であります区長会においては、年間を通して情報交換を行っているところでございます。また、町民対話集会やホットミーティングなどにより、住民参加のまちづくり事業を行うことで、自治意識が高められる活動をしていると考えておるところでございます。こうしたことから、町民参加型の事業を継続的に実施いたしまして、自治、自治意識を醸成することで、急務の課題であります。地域のリーダー的人材育成にも繋がるものと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

現時点での取り組みについては理解をいたしました。自治活動を推進していくためには、リーダーの存在が不可欠であります。各区の現状を見ると役員のなり手不足、これが大きな課題となっています。取り組み内容に提示されている自治意識を高める研修と、リーダー的人材の育成は大切な取り組みになります。今後ぜひ具体的な検討をしてですね、実施していただきたいと思います。

(2)の質問になります。自治会組織の育成を掲げ、各区での組の再編の支援を検討していくと提起されていますが、どのような検討がなされているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。地域コミュニティの基盤であります自治会か、自治会は活動を通じまして住民の繋がりを築き、地域力を高め、安全安心のまちづくりのために必要不可欠な組織であります。高齢化や人口減少などから、組としての機能が形成できない問題に対しましては、組を解散するのではなく統合や再編について再度お願いをしているところでございます。区長会におきましても組の適正規模について論議が、議論が交わされましたが、それぞれの自治会の状況で異なりますので、統一的な見解は見いだせていない状況であります。こうしたことから、組の再編につきましては、それぞれの自治会の状況に応じて、町としてどのようなサポートができるか、引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私あの組長、区長経験したことから、やはり自治意識の確立というか高揚をを高めること、それはとても大事なことであって、やっぱり地域にとって自治、自治会組織がなくてはならないものと考えています。地域協働の必要性について、防災と避難所の協力協働体制の確立、地域環境の整備と環境保全活動の推進、子どもたちの健全育成、この三つが大きな要素になるのではないかと思います。地域、地域活動を活性化していくためには、班や組での交流活動、小さな単位の交流活動を先ほど課長がおっしゃいましたように、地域内のコミュニティを作っていくということが最も必要だと思っています。遠くの親戚より近所の他人という言葉もありました。再編支援においては、近隣住民の交流が促進されるような検討も考慮して、ぜひ検討していただきたいとそんなふうに思います。

次の質問に移ります。（3）から（5）までは、基本目標2 郷土に愛着を感じ心豊かな人を育むまちづくりに関する質問になります。（3）の質問です。地域に、施策に新たにこども真ん中社会が提示されております。この要因について伺います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまの質問にお答えいたします。総合計画の基本目標の一つに、郷土に愛着を感じ、心豊かな人を育むまちづくりを目指してこども真ん中社会を掲げております。国では、こども家庭庁を創設して子育て支援施策を一体的に進める中、町においてもこれまで学校給食費や保育料の無償化をはじめ、様々な子育て支援サービスに取り組んでまいりました。しかしながら、深刻な少子化問題や労働力不足、子育て世代の負担増大など、地域社会においては引き続き大きな課題となっております。こうしたことから、子ども政策においては、地域社会全体で子どもを支えることや、子どもの主権、尊重が重要であることから、従来の保護の対象から権利の主体へと転換を図り子どもを真ん中に据える社会、こども真ん中社会を目標

にしたところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

はい、了解しました。よく考えていただいていると思います。ただ単に子育て支援と連動して一体化するということで、やっぱり子どもの権利をきちんと保障していきながら子どもの健全成長を願うということが大事だと思います。再質問をお願いします。

そういった意味でですね、富士川町こどもの権利条例は昨年の6月議会で議会発議で制定され、7月1日より施行されています。第三次富士川町総合計画策定後に制定された条例なので、計画には位置づけられていません。しかし、第20条ではこどもの権利の推進として、町施策の必要性をうたっています。また、こども真ん中社会の施策として提示されている、この中に8つの項目が入っていますが、具体的な中で1 地域における子ども子育ての支援から、8 青少年の健全育成、まずは富士川町、富士川町こどもの権利条例の提起と意を同じにしています。富士川町こどもの権利条例の内容や取り組みを推進することで、こども真ん中社会の具現化を図ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまのご質問にお答えいたします。子育て支援策における子どもの権利に関わる町の具体的な取り組みにつきましては明年度、8年度中に富士川子ども子育てプラン、こちら子育て支援事業計画になりますが、こちらの一部見直しを予定しておりまして、まずはこの見直しの中に子どもの権利に関わる内容を充実させ反映してまいります。また、計画の改定に先立ち、主体となる子どもたちからも意見を聴取するようアンケート調査も予定しておりまして、こうした機会に子どもの権利の周知、啓発を行うなど、子どもの意見を尊重する中、子育て支援策を展開してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ぜひよろしくをお願いします。議会としても、議会発議でこの条例を目指しましたので、これからも議会としてできることを一緒に取り組んでまいりたいと思います。

（4）の質問になります。地域における子ども子育て支援の取り組みとして、魅力ある遊びの場、学びの場を提供し、子どもの居場所作りを進めるとしてありますが、具体的な構想が検討されているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、地域における子ども子育て支援施策の一つとして児童センター内に子育て広場、こちらを設けまして子どもたちが自由に遊べる場所

や保護者が情報交換を行える場所の提供を行っております。また、愛育会をはじめ、社会福祉協議会と協力、連携をし、子どもが楽しめる企画や親子が一緒に参加できるイベントを実施するなど、子育て支援の充実に向けた取り組みを進めております。子どもの居場所作りに関しては、子育て世帯の不安解消や孤立防止など地域社会全体で支え、支援する環境作りが大変重要であります。

こうしたことから、今後も誰でも利用できる児童センターや公民館等の活用を充実させ、町民誰もが参加できるイベントを開催するなど、地域社会と連携した交流の場の創設により、子育て世帯が安心して暮らせる環境が構築できるよう、努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

これまでの取り組みを継続していくということで、それはそれでとても大事だというふうに私も思って、ぜひ続けてほしいと思います。一方でですね、子育て中の若い保護者の多くは、子どもたちとゆっくり過ごし家族や子どもたちや保護者同士が交流できる場が欲しいと願っています。私は議会において何回か、例えば児童公園の創設だとか、子どもの国作りだとかそういったものの必要性を提起していましたが、今回の取り組みの内容のにこういったものはまだまだ含まれていないんですけれども、居場所作りを進めるということが提起されたことは歓迎したいと思います。ぜひ実効性のある取り組みを今後推進してほしいと思います。

（5）の質問になります。学校教育に関わり、地域活動や体験活動など、地域住民との交流を学校教育に取り入れ、郷土に愛着を深めるとともに、豊かな心の育成に努めますと提示されていますが、富士川中学を中心に本町独自の特色ある教育を推進できないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町の学校教育においては、地域住民との交流や体験活動を通じて、児童生徒の地域愛着と豊かな心の育成に取り組んでおります。長年にわたり、町内小中学校では特色ある学校推進事業と題し、地域の産業、文化、自然などの特性を生かした独自の教育を推進しております。これにより、児童生徒のキャリア意識の醸成や、地域への愛着を同時に実現できると考えております。引き続き地域と連携し、小中の連携も意識しながら、児童生徒を育成する特色ある学校教育の推進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私もその点については理解をしています。各学校でのですね親子学習会や地域から学ぶ会等を継続してやっているということは承知しております。私はもう少し、何ていうんですか

ね、ダイナミックに町としてこういう教育をしていきたいんだというようなことも取り上げたらいいんじゃないかなというふうに思っています。

例えばですね、再質問です。市川三郷町教育委員会では、教育委員会が主導しながらふるさと教育とキャリア教育を統合融合して、三郷学ふるさとキャリア教育という形で提唱して、地域と連携した学校教育を実践しています。過日の新聞にその様子が報道されていました。地域の皆さんに報告してる様子ですね。北杜市では2008年度、平成20年度より、豊かな自然、文化、歴史、伝統、文化施設などの地域資源を教材化して体験探究活動する進める原っぱ教育を推進しています。原っぱ教育の提唱にはときの市長白倉政司さん、私は白倉さんと何回もお話をいたしました、こんなこと言ってましたね。北杜市の雄大の自然の中でのびのびと活動し、少しのことではへこたれないたくましい子どもたちを育てていきたい。こんなことをおっしゃっていました。市長の強い願いがありました。今日においても原っぱ教育は北杜市教育の中核を担っています。本町においても中学を中心に各小学校と連携して、子どもたちと地域にとって有益な教育を推進できないか、再度お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川町では、現行の教育大綱の基本理念に、今を未来を力強く生きるふるさと富士川ひとづくりを掲げております。これを受けて、教育振興計画では社会を生き抜く力を育成するために、家庭、地域、学校の連携により社会全体で子どもを育む環境作りの推進を具体的ビジョンとしておるところです。学校現場においては、富士川中学校のスタートにより三小一中時代となりました。各小学校では、県内でも有数の歴史と実績を誇る、先ほどもご紹介ございました、40年目を迎える増穂小学校の地域からともに学ぶ会をはじめ、3校それぞれが地域の人、もの、ことといったリソースを積極的に活用して、中学校に繋がる素地となるふるさと学習に力を入れております。小中連携の集大成的位置づけとなります。

富士川中学校における学びにおいては、4月からの新年度スタートに向け現在、総合的な学習の時間のカリキュラムを抜本的に見直しております。富士川舟運の学習を軸に、塩の華歴史文化館等の関連施設も有効活用しながら、鰯沢ばやしを包摂した系統的な学習活動の計画を進めております。さらには、令和7年度に学校、地域、保護者の協働の拠点となる、学校運営協議会の設置によるコミュニティスクール推進体制を4校全てに整備いたしました。これにより、地域の人材が学校の学びにより積極的に参画する体制が一層整ってきたと実感しております。

折しも、令和8年度は富士川町の新教育大綱、新教育振興計画の策定年度となることとも併せ、子どもたちにとっても地域の方々にとっても有益な富士川教育プランの策定も視野に、各小中学校と十分に連携を図りながら取り組んでまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7 番議員（望月眞君）

理解をいたしました。ぜひ実効性を持ってやっていただきたいと思います。

もう一つ、特色ある教育の推進についての再質問をお願いします。町長は、英語教育の推進を図ると明言しています。茨城県境町では、先進的英語教育スーパーグローバルスクール事業を推進しています。幼年期から日常的に英語に慣れ親しみ、小学校から1年生から中学3年生までの町独自の教育課程、学習指導計画を編成し、英語力の向上を図りグローバル社会で活躍できる人材育成を目指しています。特色ある英語教育に賛同する保護者も多く、他地域から子育て中の移住者も増えていて、現代移住したい町のトップになっていると伺っています。英語力の向上は子どもたちの将来の可能性を高めることにもなります。また、特色ある英語教育の推進によって、町の活性化ももたらされています。こういった点について、英語力の、町長が明言している英語教育の推進、こういったことを具体的に図ることができないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まさに英語というのはですね、もう世界のスタンダードの言語となっております。現在ですね国際社会はですね、非常にハードルが低くなっていき、来ておりまして、また日本、日本の人間が、日本人がですね、世界で活躍していくためにやっぱり英語力というのは非常に必要になってくるというふうに思っております。そしてコミュニケーション力というのは、非常に必要になってくるというふうな思いで、私もですね、英語力の強化ということはですね、力を入れていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

そんな中、今議員がご指摘いただきました、境町のスーパーグローバル教育というものを、私も行って見学をしてきております。また友好都市である大洗町もですね、同じようにですね英語教育に力を入れて、過日ラブラブ市ですね、訪問団が大洗町、そしてうちの富士川町に訪れたときのですね、アテンドなんかはですね、実は大洗町はですね、中学生がみんなアテンドしている。要は英語力はかなり高まっているから、その受け入れをするその団体の方々もおもてなしをしたりとかそういったものをですね、中学生主体でやったということも聞いているところでございます。またこういう動きはですね県内の自治体も広がっておりまして、今笛吹市なんかもですね、先んじて英語教育をどうやって高めていこうか。その基にはですね、その外国との交流という部分ですね、友好都市等を結びながら国の支援もいただきながらですね進めているということが実態でございます。うちの富士川町もですね、さらに一步、英語教育を進めていきたいという思いでおります。少し長くなりますが、また過日ですね実は増穂小学校そして富士川中学校の英語教育の現場の方、視察もさしていただいたところでございます。議員もご一緒させていただいた視察でございますが、あれを見させていただいたときに確かに現場努力して、すごくいいレベルの高い英語教育をしている。しかしながらマンパワーも足りないですし、更なる広がりという部分がですね、まだまだ必要だなというふうに感じたところ、そして現場の先生との議論の中でですね、もっともっと力を

貸して欲しい、もっともっと力を入れてほしいというこういう声も現場から上がってきているということでございます。いよいよ機は熟してきたと思います。私も選挙公約で英語力を高めていくということも言っております。ぜひ、この一般質問を機会にですね、新年度からその英語力の向上ということを検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

子どもにとって英語っていうのはね、なかなか得意になれないところがあるんですよね。境町では聞くところによって、会話で、英語で会話できるまちづくりを目指していくというようなことも聞いていますが、やはり日常英会話の向上ということが一つの大きなポイントになってくる。それが子どもたちの英語力の向上にも繋がると思いますので、ぜひ教育委員会、町もその辺も考慮して進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。7、6、7は基本目標3 笑顔で繋がるまちづくりに対する質問になります。（6）の質問を行います。医療、地域医療体制の充実の取り組みとして、良質な医療を提供できるよう、医師をはじめ、医療従事者の確保、施設の整備や医療機器の充実などを支援するとしていますが、これは具体的には峡南医療センターの支援を意図しているのかどうか伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。総合計画で掲げた取り組みは、峡南医療センター企業団だけでなく、地域全体の医療体制整備としています。具体的には、峡南医療センター企業団の構成町として、地域医療の継続のため企業団に対して財政面と事務職員派遣などの支援を行っています。また、地域医療体制整備の取り組みとしましては、南巨摩医師会や医療機関、県と連携し必要なときに必要な医療を受けられる体制として、休日夜間救急医療体制を確立しています。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

峡南医療センターの支援にとどまらず、今のお話では地域医療の充実を、全体を意図していると。特に緊急医療体制あるいは医師不足といったようなことが大きな取り組み内容になってくると思っています。理解いたしました。地域医療の確保と医療体制の充実はこの地域にとっても非常に切実な問題です。取り組みの推進をぜひ強力にお願いしたいと思います。

（7）の質問になります。介護予防の充実の取り組みとして、認知症の早期発見、早期対応ができる環境作りに努めると定義していますが、どのような環境環境作りを計画していくのかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。認知症の早期は気づきにくく、特に一人暮らしやひきこもりの高齢者では早期の発見がより難しくなります。現在、町と社会福祉協議会では、若返り道場など介護予防事業や高齢者が集い交流を深める場所は認知症の早期発見、早期対応に繋がるものと考え、事業を行っています。また、認知症の対応として地域の認知症のご本人や家族、地域住民や専門職の誰もが集える場として認知症カフェを行い、参加者同士の交流や相談を行っています。さらに定期的に介護相談日を設け、来所、電話での相談を行っており、介護相談の機会を確保しています。こうした中、町では明年度ボランティア団体をはじめ、地域の人たちも介護予防に加わることができる新たな介護予防事業を計画しています。こうしたことから、介護従事者だけでなく地域の方々も加わる中で、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる地域社会の実現に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

町長もですね本議会の所信表明で、認知症対策の取り組みの必要性をかなり強調されました。これまでの事業も継続してやっていく中で、特にですね新たな介護予防事業、地域と一体化してやっていきたいという提起がされました。これとても大切なことだというふうに思います。これはそれを通して、また先ほどの最初の質問でもありましたように、地域住民の新たな交流も生まれるってということも考えられますので、ぜひこれはですね、計画を遂行していただきたいと、そんなふうに思います。

次の質問に移ります。（8）は基本目標4 暮らしの質が高い安全なまちづくりについて、の質問です。脱炭素社会の構築として、エネルギーの地産地消を掲げていますが、エネルギー源の確保について具体的な検討がなされているのかどうかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。脱炭素社会の構築に向けたエネルギーの地産地消につきましては、地元の資源を活用して電力を生産し、地域エネルギーの自立の実現に向けて重要な役割を果たすものと考えております。

本町ではこれまで、富士川町地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電の普及促進を目的として、各家庭への住宅用太陽光発電システム設置に対する補助事業を実施してまいりました。また、地産地消のエネルギー源として、本町の豊富な水資源を活用した小水力発電が有効であると考えており、現在、民間事業者において、町内の河川を利用した小水力発電の可能性について調査を進めているところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私は6月の定例議会において、町のエネルギーの自給自足率を高めるために、小水力発電やバイオマス発電の検討について提起した経過があります。今のご回答の中で、小水力、小水力発電の導入の調査検討をしていきたいというご回答をいただきました。ぜひこれを進めていただきたいと思います。本計画でも提示されている脱炭素社会の構築は、SDGs 持続可能な、持続可能な開発目標の主要な取り組みの一つであります。本町においても、カーボンゼロを目指し、再生可能なエネルギー源、二酸化炭素を排出しない自然エネルギー源の確保に重点を置いて、エネルギー源の地産地消の取り組みをさらに推進していただきたいと思います。

次の質問になります。(9)は、基本目標5 地域の力を育み、潤いと活力のあるまちづくりに関わっての質問です。観光資源の発掘と活用の推進の取り組みとして、特色あるイベントを開催して観光客の確保に努めますとありますが、新たなイベントの開催計画があるのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。新たなイベントの開催につきましては、観光振興を図る上で有効であると認識をしておりますが、まずは現在実施しております既存イベントの内容の充実や魅力の向上を図ることが、新たなイベントを実施すると同様に効果的と考えます。こうしたことから、新たなイベントにつきましては、既存イベントのバランスや効果等を十分に検討しながら研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

今も多くのイベントを開催している。その内容をや課題あるいは成果等を検証しながらですね、新たなイベントの必要性についても考えていきたいというご回答だったというふうに思います。昨年7月にはいきいきスポーツ公園を会場に、アニソンアニメ、アニメクラシック花火の公演イベントが開催され、ユニークで興味深いイベントとして関心度も高く、大盛況でした。企業や団体と連動して特色あるイベントの開催を計画することも良いと思います。

再質問願います。全国的に認知されるような町の独自のイベントが企画できないか伺います。例えばですね、高齢者を中心にグランドゴルフの愛好者が大変増えています。本町グランドゴルフ部は部員も多く、全国大会において団体、個人ともに優秀な成績を残しています。グランドゴルフと連携して、例えば富士川グランドゴルフカップというようなイベントが企画できないでしょうか。親水公園、いきいきスポーツ公園、ふれあい公園を会場にすればかわまちづくりやリバーサイド構想の推進にも繋がっていくと思います。先ほど、今もイベントがたくさん開催されているという中でですね、毎年行われている太鼓フェスティバルもそれを発展してですね、和太鼓の演奏を競う、富士川太鼓競演大会等も考えられます。どちらでもですね県内外に参加者を募る全国的な大会にできたら良いと思います。さらに、まち

づくり公社と連携して、泊を伴う大会にして参加者の町内観光とセットすると、観光誘致にも繋がり、町の活性化が促進できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。宿泊を伴う町独自のイベントを企画することは、観光客の誘致を図る上で有効な取り組みの一つであると認識をしております。一方で、新たなイベントの開催にあたりましては、継続的な運営体制の確保や関係団体との連携、参加者と宿泊施設の確保および費用対効果などを十分に検討する必要があるものと考えております。このため、既存イベントのブラッシュアップを図るとともに、関係団体等との連携をより一層強化し、本町の魅力を向上させ、観光客の誘致に繋がる取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

理解いたしました。こういった大会ができるといいなって本当に思ってます。関係団体や関係者とですね協力体制を繋ぐ中で開催をできるように、ぜひ私達も努力してまいりたいと思いますので、推進していただきたいと思います。

次の質問に移ります。（10）、（11）は、基本目標6 都市基盤の整ったまちづくりについての質問です。（10）の質問です。公共交通の取り組み内容として、効率的で持続可能な交通体系の確保が提示されていますが、具体的な施策内容について伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまのご質問にお答えします。町では、効率的で持続可能な交通体系の確保のため、デマンド交通、コミュニティバス、ホリデーバス、民間路線バスなどの役割や位置づけを明確にし、相互に補完、連携することで効率的な運行を行っております。このような中、既存公共交通の再編やグリーンスローモビリティなどの新たな公共交通の可能性についても調査研究を進め、さらに効率的で持続可能な交通体系の構築に努めてまいります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

グリーンスローモビリティについては、実証実験もしております。これから新たな公共交通手段として、やっぱり重要な役割を担ってくるんじゃないのかなというふうに思っております。私ももうまもなく免許を返納するような年代になってきています。高齢で免許返納した高齢者の有効な交通手段として、新たな公共交通についてぜひ考えて検討していただきたいというふうに思っています。

再質問をお願いします。今後の構想については理解いたしました。地域公共交通の利便性

を図るためにも、町内在住者のコミュニティバスホリデーバスの乗車無料化を促進できないか伺います。地域公共交通の活性化をにも繋がるのではないかと思いますので、ぜひこの無料化について検討していただきたいと思います。とりわけ、コミュニティバスについては、高校生まで無料化を促進したら良いと思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまのご質問にお答えします。町では、コミュニティバス堀でバスともに全区間一律で200円、小学生以下100円で運行しております。また、ホリデーバスについては、障害者や町内の小中学生、高齢者は指定された証明書等の提示により、無料で乗車が可能となっております。こうした中、無料化の対象拡大の実施については、公共交通利用の増加が見込まれる一方で、運行収入の減少による財政負担の増加が懸念されます。このため、利用状況や財政状況を注視しつつ、持続可能な運行が行えるよう、調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

私も何回かこのことについて提起していますが、ぜひその持続可能の検討の中に無料化ということも含めてですね、検討していただきたいというふうに思います。

（11）の質問になります。町営住宅の整備の取り組みに、町営町有住宅の建て替えや改修を進めると定義されていますが、具体的な検討が行われているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

町営町有住宅の建て替えにつきましては、現在の住宅需要の動向や財政状況等を考慮すると、直ちに建て替えを実施する段階ではないものと考えております。また、改修につきましては、建物の経過年数や劣化状況に応じて、梅林第4団地や大久保団地等の外装の改修を計画的に進めていくこととしております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

建て替えについては、現状の住民状況やあるいは財政面から考慮して、現時点では建て替えの計画はないと、こういう理解でよろしいですね。私はそれでいいと思います。今早急に建て替えをしていく必然性はあまりないというふうに思っています。ただですね、やっぱり改修については、その都度検討しながら進めたいとそんなふうに思います。長栄町有住宅の改修により、現居住者の生活環境が向上すると良いと思います。また、若者や町外からの移住者の、移住者の定住化を促進に繋げるためにも、必要な改修はしとるべきだというふうに思います。今後もぜひ調査検討、検討しながらですね、改修を続けて、改修にあ

たっていただきたいと、そんなふうに思います。

最後の質問になります。総括的な質問になります。町長は12月に行われた町長選挙において、笑顔が広がるまちづくりをスローガンに、持続可能なまちづくり、財政の健全化、更なる子育ての支援の推進等を公約に掲げ、2期目当選を果たされました。2期目は、充実した施策の遂行に努めていくと決意を新たに強めておられました。第三次富士川町総合計画は町政遂行の要、指針になるものと思われま。

そこで質問になりますが、第三次富士川町総合計画策定を1年経過した今、持続可能で特色あるまちづくりのために、現時点におけるまちづくりのコンセプト、この町長にお願いしたいと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。第三次の総合計画に連動した形でですね、私このたびの町長選挙において、7つのまちづくりビジョンというのを掲げさせていただきました。これはですね、将来像の実現に向けてこれまで申し上げてさせていただきました、対話と現場主義による協働のまちづくりを基本姿勢にし、町民の皆さまとの更なる信頼関係を構築することが極めて重要だというふうに思っております。やはり起点は町民の声、そして総合計画、作った総合計画のその範疇から超えないように、そしてその総合計画と連動する形で、7つのまちづくりビジョンというのを作らせていただきました。そのビジョンの中にですね、それぞれアクションプランっていうか、アクションという部分がぶら下がっておりまして、その施策として、今、一般質問いただいているように先ほどあった地産地消の給食とかですね、その福祉政策の充実とか、そういったものを選挙期間中に訴えさせていただいたところでございます。ですからこうしたことからですね、町民の皆さまと対話を重ねていきながらですね、現場の声も反映させつつ、そのアクションプランといいますかね、一つ一つの政策を連動させていくということ、ですから総合計画、そして私の公約そして町民の皆さんから湧き上がる声、それが連動して実際、現実的なそれぞれの政策を動かしていくという形になっております。このコンセプトをもとにですね、次世代に引き継ぐためにですね、持続可能なまさにこの町がずっと続いていけるようなですね、そういったですねまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

町長がかねてからおっしゃっている対話とか、対話による現場主義、対話と会話による現場主義、これは大変大切なことで町民の声を吸い上げながら、総合計画に持たれた必要な施策を展開していきたいというふうに理解いたしました。

再質問をお願いします。フランスにブザンソン市というのがありますが、東部にあるユネスコ世界遺産に登録された城砦があり、豊かな自然環境や歴史を有する観光地です。また国際、ブザンソン国際音楽祭は、世界的に認められたイベントであり、国際若手指揮者コンク

ール部門で優勝した小澤征爾さんは世界的指導者、指揮者として活躍しました。このブサンソン市が一時期、大変荒廃した状況にありました。町にはゴミやたばこの吸殻が散乱し、若者たちに覚醒剤が蔓延していたそうです。この状況を克服するために、市長は徹底した環境イノベーションをまちづくりのコンセプトに掲げ、社会改革、教育改革を推し進めました。この改革の中には当然市民と市長という現場と対話による現場主義も入っています。また、高速鉄道TGV駅を誘致し、観光の再生も図っています。今ブサンソン市は緑の都市としてヨーロッパをリードする街になっています。SDGsの実践化を継続、進化しゴミ削減、堆肥化を図る分散型コンポをはじめ、廃棄物を循環再利用するサーキュラーエコノミー、太陽光発電、地熱、バイオガスを組み合わせたエネルギーの地産地消、地産地消を推進しています。また、市内の公共交通としてトラム運行が行われています。ブザンソン市には、移動可能なエネルギー、エネルギー政策を推進するヨーロッパの自治体のエネルギー支出の事務局が置かれ、環境ペイノベーション都市として、街全体を世界遺産にしようとする声も広がっています。これは大変優れた事例だと思います。こういった参考、先進事例を参考に、本町独自の施策遂行にあたれば、あたれないか伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

再質問でしょうか。

○7番議員（望月眞君）

再質問です。すいません。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。ブサンソン市は非常にね有名な都市でありまして、まさに荒廃した状態からですね、一躍世界ですね模範となるような都市となっているということでございます。

一方、富士川町もですね、このブサンソン市に負けない資源があると思います。この豊かな森林、そして歴史文化が色濃く残るこの町、そしてですね環境についてもですね、これまで非常にですね先進的な取り組みを進めてきたという町でございます。また先ほど私も答弁させていただきましたけど、この町の福祉政策という部分もですね、非常に豊かな福祉政策もあります。まさにそういったものをですね、持っているものをですねしっかりと磨いて、そして輝かせて、そしてブラッシュアップして次の世代に渡せるように全体的にまとめていくといいますかですね、形を作っていくことによって、ブサンソン市には負けないようなですね、こういうまちづくりも可能ではないかというふうに思っております。一つ一つですねまさに議会の皆さんとも議論を重ね、町民の皆さんとも議論を重ね、そして私達がここに住んでいて気づかない私達の町の持っている素晴らしいものをもう1回見つめ直して、そして磨き上げて、次世代に繋いでいくということをですね、また議会の皆さんとともにまた執行部とともにですね、切磋琢磨しながら議論を進めていきたいというふうに考えているところでございます。ご提言ありがとうございます。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

望月利樹町長の熱く語られたビジョンとコンセプトのもと、職員の協働体制による行政推進と町民の理解と協力、協働による第三次総合計画の実践的取り組みが推進され、またここに掲げられていた。集い、楽しみ、豊かに暮らす、自然が息づく美しいまちづくりを目指して、暮らしと自然が輝く交流のまちになることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告2番 7番 望月眞君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時 9分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告3番、8番 小林有紀子さんの一般質問を行います。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

これより、次世代に繋ぐ魅力と活力あふれる地域作りについて質問をさせていただきます。富士川町の総面積のうち、約1割程度の中心市街地エリアを中心とした平坦地に、町の人口および世帯の約9割が集中しており、近年、本町の市街地は急激な発展を遂げ、活性化とともにコンパクトシティ化が図られています。しかし一方で、町の約8割から9割を占めるのが中山間地域であり森林が広がっています。少子高齢化、人口減少が進む現状は加速度を増しています。今後近い将来、農地の保全活動や自治会などの地域コミュニティの維持が困難になるのではないか等々、中山間地域の方々からの切実なお声をお聞きします。こうした中、山間地域の課題解決に向けて、集落単位ではなく広域的な範囲で、それぞれの集落が補完し合い、支え合いながら持続可能な地域作りを目指していくため、令和5年度から国の農村RMO形成推進事業を県下初で、しかも本町で二つの地域で、モデル地域として導入いただきました。菰田区、平林区、穂積区では富士川RMO未来会議として、中部区、五開区では、中部・五開農楽里倶楽部との名称で地域協議会を設立し、そこで作成した将来ビジョンに基づく取り組みに対し、農村RMOモデル形成支援として令和6年度から1,000万円を3年間の交付金のもと、実証事業の実施機関として取り組みを開始しています。

そこで、一番目の質問ですが、農村RMO形成推進事業の実証事業の取り組み実施を受けて、地域の課題解決に対する検証が重要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えをいたします。町では、持続可能な地域作りを目指し、町内中山間地域を対象に、令和5年度から農村RMO形成推進事業を実施しております。この事業の

導入にあたっては、令和10年度を達成年度とする将来ビジョンを策定し、このビジョンに基づく取り組みを推進するため、令和6年度から3年間、国の交付金制度を活用し、地域運営組織が行う実証事業の経費に対する支援を行っております。令和8年度は、交付金事業の対象最終年度となることから、令和10年度におけるビジョンの達成に向けて、地域の課題解決に対する実証事業の効果を検証する必要があると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。再質問ですが、各地域運営組織が行った実証事業は具体的にどのような事業が実施することができたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。農村型地域運営組織、農村RMOは人口減少、高齢化が進む中山間地域において、地域コミュニティを維持するために、農用地保全、地域資源活用、生活支援の三つを活動を行う組織でございます。現在、畚米、平林、穂積地区の富士川RMO未来会議、中部、五開地区の農楽里倶楽部、この二つの協議会が取り組みを進めていただいております。

具体的に主要な取り組みをいくつか紹介させていただきますと、農用地保全の取り組みとしましては、農業の省力化を図る取り組みとして、ドローンやリモコン草刈り機を活用した農作業の実証や遊休農地を活用した共同生産活動の取り組みなどを実施しております。地域資源活用の取り組みとしましては、ゆず、トマト、棚田米など特産品の生産力強化や新たな特産品としてシャインマスカット、大豆の栽培、地域にある既存の梅の木を活用した加工品開発、大手コンビニとのコラボによる商品開発など、各地域の特色を生かして多彩な取り組みが行われております。また、生活支援の取り組みとしましては、地域の生産、生活実態を把握するためのアンケート調査を行い、高齢者の交流促進事業や図書サービスの利便性向上を図るための実証を実施しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。各地区で積極的に取り組みを行ってくださっていることがよくわかります。畚米区、平林区、穂積区の方々は本当に普段の農作物以上に拡大をして取り組まれて、本当に農業への意欲と団結が本当に素晴らしいなというふうに思っております。また三筋の中で中部区、五開区はこれまで活性化組合などがなくて個々の農業を行っている地域ですから、この農村RMOをきっかけとして、新たにこの集落での、集落でのね取り組みを行う、開始することができたということは本当にあの大変に画期的なことで、あのおおいな大きな前進になったなというふうに実感をいたします。実際に動いてくださる方がいて、実証事業ができるわけですから、取り組んでくださっている方々には大変にご苦勞をおかけしていることと思い

ますが、地域の活性化のため動いてくださり、本当に心からの感謝を申し上げます。

再質問ですが、交付金を受けられる実証事業の範囲として、この交付金を活用するには多くの制約をクリアしながら事業を実施することが困難な実態があり、取り組みづらい制度ではないかとお声も伺っております。実証事業を取り組むため、機械などの備品をリースやレンタルでないと認められないとか、また実証に要する機器等は事業完了後に自走するために資金が、確保できる規模にとどめなくてはならない、また施設の修繕などには活用できない、また消耗品などは事業完了後も継続使用されるものは、交付金の対象外となってしまうなど、本当にあの事務局が相当ご苦労されていると思います。各地域で地元の皆さまが考慮しながら、交付金の対象となる範囲で実証事業を行ってくださっているわけです。各対象地域の事業内容や状況が違いますので、今後、各協議会対象地区の課題を把握し、どのように検証していく考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。現在、二つの協議会において、各地域ごと、7つの部会がそれぞれの地域の実情に応じた活動を進めていただいております。こうしたことから、今後は各地域ごとに対話の機会を設け、それぞれの状況を十分に聞き取りながら、各地域の課題の把握に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。再質問ですが、地元の皆さんが取り組みたいと地域協議会で考えた将来ビジョンの取り組みに対して、この交付金で十分に行えたのかどうか、そして実証事業を生かしながら、各地域で農村RMOの事業が継続して行えるのかどうか、令和8年度にこの課題の再検証が本当に大事になると考えます。検証するにあたりまして、ぜひとも今、対話、各地域ごとの対話でというふうにおっしゃいましたので、直接ぜひ、地元の皆さまのお声を聞いていただく機会を、町長との懇談会などをね、行っていただければと思いますがいかがでしょうか。本当に定例会初日の、あの町長の所信表明で、富士川町第三次総合計画に地域から始まる協働のまちづくり基本目標に、そして対話と現場主義のスタンスに掲げられております。ぜひとも皆さま、地元の皆さまに寄り添い、一緒になって地域作りを農村RMOの事業を継続していくためにも、ぜひとも地域の地元の皆さまが気軽に、率直に話し合いができるよう各地域、対象の地域ごとに懇談会などを町長囲んで懇談会などをね、持っていただければというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町では、地域などとの対話を行うための様々な機会や意見交換会の場を設けております。こうした既存の取り組みも活用いただきながら、

皆さまのご意見の把握に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひとも、各協議会での取り組みについての検証を丁寧に行っていただければと思いますので、ぜひ実施に向けて各協議会に後押しをよろしくお願いしたいと思います。

それでは2番目の質問ですが、将来ビジョンで位置づけているフォローアップ期間は町としてどのように支援する考えか、お伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。令和5年度、令和5年8月に策定した農村RMO形成推進事業、将来ビジョンにおいては、3年間の国の交付金事業終了後、2年間のフォローアップ期間を設けております。この期間は、地域運営組織が交付金を活用して実施した実証事業の効果を検証するとともに、地域の課題解決に至っていない事業の改善や地域運営組織が自走できる体制整備に向けて、必要な支援を町として検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。再質問ですが、地域の課題は2、3年で簡単に解決できるものではないと考えますし、そして自走できる体制整備に向けて必要な支援を検討していくとのことですが、3年間の実証事業後に各地元で自走できるような展開にはもう本当にハードルが高すぎます。必要な支援を町が検討してもらいたい、まいりまいりしたいと、町が検討してまいりたいたいという、必要な支援をとということでありましたけれども、確認ですけれども、しっかりと町独自の予算をつけて、町が後押しをしていく、確実に支援をしていくとの認識でよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。先ほど答弁いたしましたとおり、まずは実証事業の効果の検証を行い、地域の課題解決に至っていない事業の改善や、地域運営組織が自走できる体制整備に向けて、必要な支援を町として検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

検討にとどまらず、必要な支援を強力に後押しをよろしくお願いしたいと思っております。

はい、そこがしっかり今後の再検討が大事だと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは3番目の質問ですが、今後、農村RMO事業の推進のため、全庁挙げての支援を継続的に行う考えはあるかお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えをいたします。農村RMOを形成推進事業は、地域の課題を解決し、持続可能な地域作りを目指すための事業でございます。各地域における様々な分野の課題に対応していくためには、各課が連携し、横断的なて、横断的な施策展開を図っていくことが必要となります。また国においても、農村RMO関連施策が各省庁で展開をされていることから、町といたしましてもこの事業の推進にあたっては、全庁体制を確立していくことを将来ビジョンに掲げております。こうしたことから、今後も地域の課題解決に向けて全庁体制で事業を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。再質問ですが、横断的、横断的な政策展開を図っていくと、地域の課題解決に全庁体制で事業を推進するとの心強い答弁をいただきました。町が令和5年8月に作成した将来ビジョンは、令和5年度から令和10年度までの6年間の計画ですが、交付金は令和6年度から8年度までの3年間であり、残りの令和9年度、10年度はフォローアップ期間として位置づけられていますが、現在の交付金は使い道に制約があり、自走できるような仕組みになっていないことから、農村RMO地域作り協議会には、自己資金が蓄えられておりません。将来ビジョンは、国において採択されているため、途中で終了することは認められないことであり、令和10年度までは農村RMO事業を実施する必要があります。このようなことから、令和9年度、10年度は町独自の資金がなければ、農村RMOの地域作り協議会の活動は継続できない状況です。全庁体制でのバックアップをしてくださるには、町独自の支援を確実にお願いしたい。町長のリーダーシップのもと、町長の肝いりで山梨県下で初めて導入をしていただき、中山間地域に光をあてていただきました。なんとしてもこの火を消してはならないと強く願っております。富士川町の発展のため、中山間地域の活性化は必要不可欠です。町が全面にバックアップしていただけるよう、ぜひとも町長のお考えをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。思い起こせば私が町長に就任するときですから、もう4年以上前ですね。中山間地域の方からから、望月さんもうあと5年先わからんぞと、これまで頑張ってきてきたけども高齢化、そして地域が衰退してるからわからないということで、何とかしてほしい、そういう思いの中です。私もこの農村RMOの仕組みを通

じて皆さんとともに議論しながら作り上げて、相談しながら、そしてこの農村RMOの制度を導入して地域連携ということが実現してきたというふうに思っております。先ほど課長から答弁もあったとおり、全庁挙げてしっかりと支援をしていくということでございますから、途中ではしごを外すようなことはするつもりは当然ありません。むしろですね、これからこれまでの実績、今先ほどのご質問の中からあったとおりですね、様々な新しいことがですね、この農村RMOの協議会を作ったことによって湧き上がってきています。本当に私も手持ちの資料があるんですが、様々なことが新しいことがですね、湧き上がってきている。この流れをですね、しっかりと軌道に乗せるため、また自走できるようにまさにここからが正念場他だというふうに思っております。地域とともに汗をかいていく、そしてみんなで情報を共有しながらですね、この私達の富士川町の宝である中山間地域の活性化これをですね全力でバックアップしていくというふうに思っております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

力強い町長のご答弁をいただきました。安心してしっかり取り組んでまいりたいと思います。

それでは4番目の質問ですが、旧中部小学校の一部を農村RMO協議会で利活用できるととなりました。校長室、職員室、保健室が交流ルームとして、調理室が加工室としてリニューアルでき、地域作り協議会の活動拠点として、そして中部区としても利活用できることに私は個人的には、今回この農村RMO事業をスタートして最大の成果ではないかと大変嬉しく思っております。平成26年3月に鰯沢中部小学校が閉校となってから、子どもたちの姿が消え、校庭や学校の周囲には草が多い茂り、廃校となった学び舎に再び足を運べることになり、大変に感慨無量です。産業振興課、政策秘書課、教育委員会の皆さま方には大変にご苦勞をおかけいたしました。心から感謝しております。今後、農村RMOで利用できる教室などは、地域の方々との共有スペースとして活用しながら、さらに旧中部小学校の利活用として、例えば文部科学省の廃校プロジェクトなどを活用して、更なる地域作りの拠点としてはいかがでしょうか。中部小学校の利活用は第三次総合計画の中でも位置づけられております。見解をお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。旧鰯沢中部小学校の校舎は、建設時や改修時に文部科学省の補助金を導入したことから、別の用途に活用する場合、具体的な活用方法を国と協議する、承認を得る必要があります。こうした中、今回、富士川町農村RMO中部五開地域作り協議会による学校施設以外での校舎の活用が国から認められたところでございます。こうしたことから、農村RMO以外での新たな利用については、その使途によって国による承認が必要となるため、研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。再質問ですが、旧中部小学校の利活用は本当に長年の地域課題であります。毎年中部区から要望が提出され、1日も早い利活用を地元は願っております。廃校していても、大町にとって貴重な財産であり、地域の実情やニーズを踏まえて積極的に有効活用していくことが維持管理費や公共施設の施設整備コストの縮減になり、地域コミュニティの維持活性化、そして産業振興など数々、様々な効果が期待をされます。この廃校プロジェクトですけれども、文部科学省では廃校活用推進するなどのため、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分の場合は、相手先を問わず国庫納付金を不要とするなど、ほとんどのケースにおいて国庫納付金が不要になるよう、財産処分手続きの大幅な簡素化、弾力化を図っています。廃校活用の手続きについて、もっとぜひ調査をして返答していただきたいと思いますが、ぜひその点いかがでしょう。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。議員のご指摘になる用途変更、財産処分の方法は以前よりはだいぶ簡素化されているところでありますが、10年以上経った施設においても、国の承認、報告が必要になっております。この部分で県、国に通しまして報告を上げるときには、具体的にどのような相手がどのように活用されるかという部分を詳細に報告しなければならないことになっておりますので、今回の農村RMOの活用について、地域コミュニティとしての活用もその活動の一環としてあるということは存じておりますので、まずはそこから地域のための拠点、そこから逸脱するような団体、他の部分に貸し出すようなことがあればそこから協議を繋いで広げていきたいというふうに考えておりますので、相手方を直ちに募集するとかそういう部分ではなくて、今どんな活用をできるかという形で農村RMOの活動からヒントをいただきながら、他の廃校プロジェクト等も研究させていただきながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。文科省のホームページに廃校活用推進のため全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用用途を募集している廃校施設情報の公表等を通じて、地方公共団体と廃校を使いたいという事業者側への情報発信、マッチングを行っています。県内では大月市で2校、上野原市で1校が全国の活用用途を募集している廃校施設の一覧に掲載をされています。現在全国で419件掲載をされております。本当その用途っていう部分もね、今ようやく農村RMOを、そしてまた地域ということで、一部が活用できるようにさせていただきました。そういう一部は活用を地域の皆さんと活用する、それを含めた、含めた廃校を活用できないかっていうような、あの条件を全部、施設も老朽化している水道もとか、もう全部そういうのをさらけ出しながら、その中でマッチングができるようなところは機会を作っていくっていうことは

私、大変積極的なすすめをしていくってことが大事ではないかというふうに思っております。本当に旧中部小学校を地域作りの拠点として、里山ならではの体験学習やイベントなど、様々な世代の交流活動や富士川町の宝である大柳川溪谷やつくたべかん、かじかの湯、塩の華舟運文化歴史館などと連携した自然豊かな富士川町の観光振興としても、夢が本当に膨らむ思いで、今あの一部利活用ができたっていうことに、もうそれ以上のこれから先のことが夢が膨らんでいるわけですがけれども、中部小からのあの桜と富士山、また夏はたくさんのひまわりを見ながらプールで泳げますし、ゆるキャンの聖地ともコラボができるのではないのでしょうか。全国に地域を知ってもらおうきっかけに、この文科省のみんなの廃校プロジェクトを活用してあらゆるチャンスを活用して、中山間地域の活性化のため様々な検討を行っていただきたいと思っております。その点、しっかり今後またこの利活用一部できたっていうことは、もう画期的なことでもありますけれども、更なる地元の地域活性化の要望を、ぜひ利活用を、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いいのでしょうか。すいません、町長ぜひお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん、再質問でしょうか。

○8番議員（小林有紀子さん）

すみません、再質問です。お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まさに中部小学校の廃校利用という形そして今議員からご指摘あったとおり、地元からもそういう声が上がっているということは非常に執行部側としてはありがたいことでございます。ぜひそういった思いをですね、一方通行ではなく思いをうまくマッチングさせて、しかしながらさっき課長が答弁したとおりですね。様々な制約もあります。それをですね、どうやってクリアしながら中部小学校をですね、地域の拠点として活用できるかどうかということをですね、より積極的にですね、検討してそして議論を交わして前に進めていきたいなという思いでございます。ぜひとも、議員からの御ご指摘、この一般質問を契機にですね、新たな中部小学校の利活用ということをですね、地域の皆さんとともに全体で議論して検討してまいりたいというふうに考えております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひとも、よろしくお願い申し上げます。以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告3番 8番 小林有紀子さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告4番、4番 深澤一幸君の一般質問を行います。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

議員になりまして、1期目の最後のこの定例会にですね、一般質問の機会を与えられたことに対してまず感謝申し上げます。この4年間、何回か一般質問をさせていただきましてこの場にいい立ちましたが、今でも心が落ち着かずですね、非常に緊張しております。この緊張しております中ではございますが、本日質問事項を二つ用意しておりますので、順次、その質問に、質問にといいますか質問をしてまいりたいと思いますので一つよろしく願いいたします。

質問事項1のですね、富士川町観光物産協会の活動状況と今後のあり方について質問をしていきます。令和4年12月定例会においてですね、井上議員も質問しております。一部重複する質問もありますが、富士川町観光物産協会の活動状況とですね、今後のあり方について質問をいたします。富士川町観光物産協会は本町の観光振興や物産のPR、地域活性化を担う重要な組織であることは認識しております。しかしながら近年、協会の具体的な活動内容や成果が町民に見えにくく、十分に機能していないのではと感じる声も聞きます。広報2月号の第三次富士川町観光振興計画のパブリックコメント募集記事を見まして、町の観光に関することについて調べようと思いホームページを確認したところ、コロナ禍以降、更新が控えられている内容も見受けられました。このことから、観光物産協会の現状と今後の取り組みについて質問をしていきます。

はじめに、富士川町観光物産協会の現状と評価についてお聞きします。観光物産協会は本町における観光振興および物産振興の中心的な役割を担う組織であると認識しております。そこで伺います。1、観光物産協会が実施している事業はどのようなものがあり、事業について、町はどのように評価しているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。富士川町観光物産協会は、観光振興および物産振興のための事業を実施しております。具体的には、観光イベントでの出店や物産販売、観光パンフレットの配布、SNSを活用した情報発信などを実施しております。また、各種イベントへの協力や特産品のPR活動などを通じて、本町の魅力発信に取り組んでいるところでございます。町といたしましては、これらの活動は、本町の認知度向上や交流人口の拡大に寄与しているものと評価しており、観光振興を推進、推進する上で重要な役割を担っているものと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

町は、観光物産協会の活動が本町の認知向上や交流人口の拡大に繋がったというところを評価しているということがよくわかりました。

それでは2の質問に移ります。観光物産協会に対しては、町からの補助金が支出されています。協会への補助金の算定根拠について伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。協会への補助金につきましては、観光振興および物産振興に係る事業を実施するために必要な経費を基準として、事業内容、事業規模および運営状況を踏まえ、毎年度予算の範囲内で交付しているものでございます。具体的には、観光PR、特産品PRおよび事務運営に必要な経費などを勘案し、総合的に判断した上で算定をしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。観光PR、特産品PRおよび事務運営に必要な経費などを総合的に判断した上で算定したということですが、令和6年度決算では100万円の補助金のうち、44万円が返還されています。これは事業が計画どおりに行われなかったのが返還されたのでしょうか、そこをお知らせ、お聞きしたいです。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。当初予算におきましては、事業の必要な額として補助金を交付して交付しておりますが、事業を進める中で、各種事業の実施に伴う収益等により、決算上の収入が当初見込みを上回りました。その結果、補助対象経費に収入が充当されたことから、補助金制度の規定に基づき精算を行い、生じた不用額を返還いただいたものでございます。なお、協会の運営には一定の課題があると認識をしておりますが、今回の返還は未実施事業によるものではなく、あくまで収支精算の結果によるものでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

ただいまの答弁において、事業の未実施ではなく不用額の返還ということで承知いたしました。

それでは3の質問に移ります。観光振興の目的は、観光客の増加や地域経済の活性化に繋がることであると考えます。しかし、観光物産協会の取り組みによる具体的な成果が実感しにくく、また、町外から人を呼び込めているのかもわかりにくいという声も聞きます。そこで、町が支出しております補助金の成果について、町はどのような検証を行っているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。補助金の検証につきましては、毎年度事業報告および決算書の提出を受け、事業の実施、実施状況や売り上げなどを確認しております。昨年度は清水魚市場河岸の市や大洗あんこう祭りなど、県内外13ヶ所のイベントに出展し、町のPRおよび物産品やゆずにゃんグッズの販売などを行い、約160万円を売り上げております。さらに、町内イベント開催時には、来場者から協会の活動を通じて富士川町を訪れたとの声をいただいております。協会の事業が新たな来訪のきっかけに繋がっているものと認識しております。このように、協会の取り組みは、町の観光振興および物産振興に成果を上げていると考えます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

4の質問に移ります。1や3の回答からですね、観光物産協会が成果の上がった活動をしているということを理解をしました。冒頭にもお話しましたが、ホームページを見ると、更新が見受けられない状況を確認しましたが、情報発信は非常に重要だと考えます。情報発信体制について町の考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。協会における情報発信については、紙媒体、SNS、ホームページで行っております。紙媒体につきましては、観光パンフレットをイベント出展時に配布するとともに、道の駅富士川や談合坂サービスエリアなど関係施設に設置し周知に努めております。SNSにつきましては、協会の活動をリアルタイムで伝えることができるため昨年度から運用を開始し、町内外への情報発信の強化を図っております。ホームページにつきましては更新の遅れがありますので、適時情報発信できるよう改善いたします。今後も引き続き、多様な方法で情報発信を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

引き続きいろいろな方法で情報発信をして欲しいと考えます。そこで再質問です。昨年度からSNSを開始したとのことですが、手応えまたは反応についてはどのように受け止めていらっしゃいますか、お聞きします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えをいたします。昨年度から開始したSNSの運用につきましては、

協会の活動などを発信する手段として活用を図っているところでございます。投稿に対する閲覧や反応も見られることから、情報発信の一つの手段として活用できているものと受け止めております。一方で、より多くの方に協会の活動を知っていただくためには、情報発信や発信頻度などについて、さらに工夫していく必要があるものと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

ホームページについてはですね、登録せずに誰でもが簡単に見られる便利さがあります。だからこそ、日々の更新が大事になってきます。リアルタイムで富士川町の魅力を発信していただけるように併せて更新の頻度を上げる努力をお願いいたします。

それでは、5の質問に移ります。観光物産協会の会員について伺います。令和4年12月定例会における回答では、会員数のピークは平成26年度の69の法人、団体、個人の会員数があったと答弁しております。令和4年には46、令和5年が43、令和6年が44と近年では、ごめんなさい、ピーク時のですね約6割で推移しております。観光物産協会は、地域の事業者や関係者によって支えられている組織であると考えます。会員減少の要因はですね、会員数減少の要因を、町はどのように考えているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。会員数の減少につきましては、事業者の高齢化や後継者不足、事業環境の変化など様々な、様々な要因があると考えております。また協会の活動内容やメリットが十分に伝わっていないことも一因と認識をしております。こうしたことから、町としては、協会の活動をより積極的に支援し、会員にとってのメリットを実感できるよう、販路拡大を支援するイベントやキャンペーンへの参加機会を提供するなど、会員の維持、増加に向けた施策を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。以前、井上光三議員も会員になった場合のメリットについての質問をしております。会員になるメリットとして、イベント等への出店機会の提供や出店できない場合の委託販売により、店舗のR Pができるとの答弁がありましたが、現在どのような形でこうした取り組みが行われているのか。また、今回の答弁で示されたメリットを実感できる、販路拡大を支援するイベントやキャンペーンの参加機会の提供とは、具体的にどのような取り組みを想定しているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。イベント等の出店機会につきましては、町内外で開催されるイベントの情報を会員へ案内し、出店の希望を募る形で実施をしており、実際にこうした取り組みを通じて、会員の皆さまに出店の機会を提供しているところでございます。また、会員が直接出店できない場合には、観光物産協会事務局が委託販売を行うことで、商品のPRや販売機会の確保に繋げております。これらの参加機会の提供につきましては、観光物産協会の会員を対象として行っており、会員でなければ参加できないことが、会員にとってのメリットの一つであると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

ただいまの答弁ですけど、前回と同じような感じで受け止めております。

それでは6に移ります。これまでの質問を踏まえて、観光物産協会の課題については情報発信の停滞、会員数の減少、活動の見えにくさなどがあります。そこで町は観光物産協会の課題をどのように考えているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町としましては、会員数の減少や情報発信体制が整っていないこと、特産品開発やボランティアガイド育成など、実施に至っていない事業があることから、運営体制に課題があるものと認識をしております。今後も協会が継続的に活動していくためには、安定した運営体制の確立とともに、民間との連携など、時代の変化に対応した事業運営が重要であると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

観光物産協会の運営体制の確立と、時代の変化に対応した事業経営にぜひ努めてもらいたいです。

最後に質問7に移ります。今後の観光物産協会のあり方について伺います。人口減少や観光客のニーズの変化が進む中で協会の役割は、役割はますます重要になると考えます。協会をどのような組織として位置づけていくのか、また役割をどのように強化していくのかと考えたとき、今後、町は協会に対してどのような関与や支援をしていくのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町といたしましては、観光振興を推進する上で、協会は重要な役割を担う団体であると認識しております。今後は、さらに協会の機能強化を図るために、組織体制の見直しを含めた改革に取り組んでいくこととしております。また、町と協会との連携のあり方についても改めて整理し、より実効性のある関係構築を図ってま

います。こうした組織、組織改革を通じて、協会が地域事業者や関係団体と連携しながら、まちの魅力を効果的に発信できる体制を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

まさにいただいた回答のとおり、協会の機能強化を図るために組織改革に取り組んでいた、組織改革を通じて協会が地域事業者や関係団体と連携しながら、まちの魅力を効果的に発信できる体制をぜひ支援していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問事項1、富士川町観光物産協会の活動状況等を今後のあり方についての一般質問はこれで終わります。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君、質問の途中ですが、暫時休憩します。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

それでは質問事項第2、富士川町いきいきスポーツ公園スケートボードパーク事業について伺っていきます。富士川リバーサイドパーク構想の一つにスケートボードパークがいよいよ具体化されてきました。令和8年1月13日の全員協議会において、富士川いきいきスポーツ公園スケートボードパーク事業についての説明があり、開園予定が6月ということで詳細の説明をいただきました。その説明の中でいくつかの改善、疑問点があると考えましたので、以下の質問をしていきます。

はじめに、計画の段階で指定管理者制度の話も出ていたと認識しておりましたが、指定管理でなく直営にした理由を伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。指定管理につきましては、山梨県スケートボード協会、ショップ関係者、パーク運営者等に声かけや聞き取りを行ったところ、条件、管理条件などで折り合いがつかなかったため直営での運営といたしました。今後につきましては、利用状況やイベント開催等の実績を踏まえながら、指定管理者制度などの民間活力の導入に向けて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

利用状況や、すいません、イベント開催等の実績を踏まえて、どのような方法がよいのか多面的に考えて検討し、さらにはここが大事なんですけど公募ですね、ぜひ公募による募集をして結論を出してください。

それでは2の質問に移ります。指定管理者に任せた場合は、管理運営が主な業務となります。今回直営、すなわち町が管理運営をするわけですから、施設の状況、利用状況といったことを管理する人がいなければならないと考えます。管理者は職員ですね、管理者イコール職員は常駐するのかわかります。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本施設は登録制を導入し、利用者情報を把握した上で遵守事項に従うことを前提としており、自己責任での利用を基本としております。管理人につきましては、現時点では常駐する予定はありませんが、定期的な公園管理による見守り等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。ただいまの答弁では、定期的な見回りになるということですので、何日かに1回とか何回かに1回、何時間に何回とかというようなことになりますよね。今の段階では、まだ決まってははいないと思われませんが、いずれは誰もいない、いずれにせよ誰にもいない時間帯があるということで理解してよろしいでしょうか。常駐しないのなら人の代わりに監視するというので、防犯カメラの設置の必要があると考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。防犯カメラにつきましては、利用者の転倒や衝突などの事故発生時の状況確認やいたずらの防止など、施設を守るために必要と考えられます。こうしたことから設置に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

安心安全にこの施設が運用されていくためにもですね、ぜひ設置されますよう希望いたします。

3の質問に移ります。季節に合わせて利用時間が違ってきます。通常が3月から6月と10月、時間は午前9時から午後6時、夏季においては7月から9月、そして時間が午前9時から午後7時、冬期が11月から2月、午前9時から午後4時と設定されています。最近の

気候を考えますと、夏季を6月から9月にして、時間も9時からではなく少し早いですが8時からの方が良いと考えますが、利用期間と利用時間を変更することは可能ですか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。施設の利用時間、利用期間と利用時間につきましては、通常時、夏季、冬期に区分して検討しておりましたが、近年の夏季の異常気象や照明施設を常設していないことなどを鑑み、利用時間を設定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

事業計画に含まれていた内容ではなく、これから考えるというようなことですが、それでしただけですね、他の自治体の施設も参考にしたらいかがでしょうか。私が調べたところ、一例ですが、照明なしの施設では日の出から日没まで、また8時半から日没まで、期間も考慮しているところでは11月から4月は8時半から日没まで、5月から10月は7時から日没までというふうに設定しているところもあります。ぜひ、参考にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは4の質問に移ります。形あるものは壊れると申します。フェンスやセクションも丈夫な素材でできているとは考えますが、経年劣化ではなく、人為的なもので壊れるもの、壊れることも否定できません。そこで質問ですが、施設の毀損、汚損した利用者に対して損害賠償請求はできるのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本施設の利用にあたりましては、利用者の皆さまには遵守事項に従い適正にご利用いただくことを前提としております。万が一、故意または重大な過失により施設を毀損、汚損させた場合につきましては、利用要綱において、原因者に対し原因回復に要する費用の負担を求めることとして考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

損害賠償請求のないように大事に使って欲しいものです。そして、故意なのか故意ではないのかを判断するためにも、やはり防犯カメラの設置が必要かと考えます。先ほどは設置を希望いたしますと言いましたが、設置する方向でぜひ考えてください。

それでは5の質問に移ります。昨今の気候はご存知のとおり異常です。この施設は直射日光、さらにコンクリートからの反射熱でかなりの高温になると考えられます。屋外でスポーツする人にとっては過酷な状況だと言っても大げさではないかなと考えます。この施設に屋

根をつけることは到底かなわぬと考えます。そこで質問です。暑さ対策の日陰、休息をとるベンチなどを設置する考えはあるのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。スケートボードパーク内の暑さ対策の日陰、休憩場所、休息場所などにつきましては、利用状況や利用者からの要望などを踏まえて、必要に応じて河川管理者と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

利用者からの希望は、もうあるものだと考えておいた方が良くと思います。当分の間はですね、利用者がタープ、キャンプ等で使う日よけの、雨よけの、日よけ雨よけの布ですね。そういうものやパラソルを用意したり、木の下で日を避けるなどの工夫をして、自身で対処してもらおうということによろしいでしょうか。

それでは6の質問に移ります。富士川町アーバンスポーツ施設整備検討委員会からの提言書では、県内および近隣でも最大の、最大規模の施設となると報告されています。県内外に向けて施設のアピールをするという意味も込めて、最初が肝心だと考えます。オープニングイベントを考えているかどうかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。オープニングイベントにつきましては、町内外の皆さまに施設を知っていただく、いただくためのアピールの場として重要な行事だと考えております。このようなことから、オープニングイベントにつきましては、開催することとしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

具体的なオープニングイベントの内容はまだ示されてはいませんが、町内外ではなく県外の皆さまにも注目を浴びるようなイベントにして、この施設のアピールをしてほしいものです。

それでは7の質問に移ります。この、施設大金を投入している施設です。無料という事業形態については、町民の厳しい声があるのも事実です。町のスポーツ施設を使うときには利用者負担があります。等しくするためにも、無料を有料にするべきだと考えます。そこで質問です。使用料を無料とした考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。スケートボードパークは、誰もが自由に利用できる誘客、賑わいの施設であるため、まずは町内外の多くの方に利用していただくことが重要であると考えております。こうしたことから、使用料につきましては当面の間無料としたところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

当面の間は無料という回答ですが、次の質問が関連していますので、8の質問に移ります。令和7年2月21日の全員協議会の説明資料の中で、整備方針の項目にセクションは可動式であるため、配置変更をすることで大会の開催も可能になると説明しております。また、令和7年6月定例会においても、町長の挨拶の中でスケートボードパークについて新たな観光、誘客、賑わいを創出する施設として、また各種大会等の誘致が可能な施設として、と述べられております。大会を誘致して、多くの方に利用してもらい、結果、人の流れが町の収入に繋がっていきけるようにするためにも、ぜひですね、この施設を有料で貸し出すことはできるのかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。使用料につきましては、当面の間無料としておりますが、利用状況等により使用料徴収について検討してまいりたいと考えております。また、スケートボードパークの利用促進のため、様々なイベントの誘致を行いながら、施設全体の貸し出しによる使用料徴収についても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

先ほど来からですね、当面の間無料になるということをおっしゃっております。無料になるわけですが、あらゆる方面に情報発信をしてですね、大会を開催したいとか、大会で使ってみたいとかっていう考えを持ってもらえるような魅力ある発信を継続し、収益が上げられるイベントの誘致を目指してもらいたいと考えます。今は都市整備課が担当しています。管理は都市整備課でも問題はないと思いますが、積極的に営業をかけられる、そういったところにいずれ任してみてもはどうでしょうか。これは質問でなくて提案です。

それでは9番の質問に移ります。富士川いきいきスポーツ公園スケートボードパーク、非常に長い施設名だと感じております。知名度を上げるためにも、別な名前を募集するののもうだろうか考えたとき、一層のことネーミングライツはどうだろうか考えました。民間企業に応援していただくことにより管理維持費の大捻出も可能となり、施設もアピールできるのではないのでしょうか。ネーミングライツ、要するに命名権の募集は考えているのか伺い

ます。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ネーミングライツにつきましては、公共施設に企業名や商品名などの愛称をつける権利であり、その対価として命名権料を受け取り自主財源を確保するものであります。こうした中、町では、まずほ文化ホールとフォレストモール内のトレーニング室のネーミングライツ契約を締結して、命名権料の収益と企業名の広告効果による集客を得ているところであります。こうしたことから、スケート、スケートボードパーク施設についてもオープンに向けて、ネーミングライツ募集を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

前向きな回答ありがとうございます。今更でもないんですが、ネーミングライツは、公共施設やスポーツ施設に多く見られます。ぜひ実行に移してもらいたいものです。そして、この施設はフェンスに囲まれています。このフェンスにスポンサー企業などの有料看板を設置できるようなことも検討してみてはいかがでしょうか。当分は無料なので無料の運営ですが、この施設は収益を上げられるものと確信しております。少しでも財政負担を抑制できる施設となるよう、知恵を出し合っていきましょう。

以上で本日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告4番 4番 深澤一幸君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労様でした。

散会 午後 1時17分

令和 8 年

富士川町議会 3 月定例会

3 月 1 0 日

令和8年第1回富士川町議会定例会（3日目）

令和8年3月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 富士川町職員給与条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 富士川町火入れに関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 不動産の譲与について |
| 日程第 9 | 議案第 10 号 | 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 11 | 議案第 12 号 | 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 12 | 議案第 13 号 | 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 13 | 議案第 14 号 | 令和7年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 14 | 議案第 15 号 | 令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第 15 | 議案第 16 号 | 令和8年度富士川町一般会計予算 |
| 日程第 16 | 議案第 17 号 | 令和8年度富士川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 18 号 | 令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 19 号 | 令和8年度富士川町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 19 | 議案第 20 号 | 令和8年度富士川町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第 20 | 議案第 21 号 | 令和8年度富士川町奨学金特別会計予算 |
| 日程第 21 | 議案第 22 号 | 令和8年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 22 | 議案第 23 号 | 令和8年度富士川町鹿島財産区特別会計予算 |
| 日程第 23 | 議案第 24 号 | 令和8年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算 |
| 日程第 24 | 議案第 25 号 | 令和8年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算 |
| 日程第 25 | 議案第 26 号 | 令和8年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算 |
| 日程第 26 | 議案第 27 号 | 令和8年度富士川町工業団地整備事業特別会計予算 |
| 日程第 27 | 議案第 28 号 | 令和8年度富士川町水道事業会計予算 |
| 日程第 28 | 議案第 29 号 | 令和8年度富士川町簡易水道事業会計予算 |

日程第 29 議案第 30 号 令和 8 年度富士川町下水道事業会計予算
 日程第 30 議案第 31 号 富士川町過疎地域持続的発展計画の策定について
 日程第 31 議案第 32 号 峡南医療センター企業団規約の変更について

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
10 番	青 柳 光 仁	11 番	鮫 田 洋 平
12 番	井 上 光 三	13 番	堀 内 春 美

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	樋 口 和 仁	会 計 管 理 者	深 澤 千 秋
政 策 参 事	山 形 謙一郎	政策秘書課長	渡 辺 成 昭
財 務 課 長	井 上 誠	管 財 課 長	長 田 博 幸
税 務 課 長	大久保 公 生	防災交通課長	西 川 修 司
町民生活課長	芦 澤 晶 子	福祉保健課長	中 込 浩 司
子育て支援課長	小 林 喜 文	産業振興課長	望 月 奈緒美
土木整備課長	井 上 勝 彦	都市整備課長	杉 田 進
上下水道課長	依 田 文 哉	教育総務課長	小 林 恵
生涯学習課長	齋 藤 栄 治		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	依 田 正 紀
書 記	井 上 鮎 奈

開会 午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

令和8年第1回富士川町議会定例会3日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は質疑の日程になっております。なお、議案第16号から第30号までの当初予算案15件については、予算特別委員会へ付託しましたので質疑は大綱のみにとどめてください。

質疑の回数は、富士川町議会の申し合わせのとおりとします。

議会運営に、ご協力くださいますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 議案第3号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第4号 富士川町職員給与条例等の一部を改正する条例について

日程第4 議案第5号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第6号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第7号 富士川町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

以上の5議案は、条令改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第3号から第7号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

改めましておはようございます。1点質問させていただきます。議案第5号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、タブレット26ページからになりますけれども、よろしく願いいたします。地域経済の活性化や雇用創出の観点から、工業団地整備による企業誘致は重要な政策であると政策であると考えております。その点を踏まえ何点かお伺いいたします。

一つ目ですが、今回の富士川町工業団地整備事業特別会計を新設する等のことですが、整備予定地はどこで、事業規模はどの程度を想定しているのかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。今年度実施した候補地選定調査で、町内の西部、東部で工業団地に可能な8エリア10地区の結果報告がございました。今後、この候補地を中心に立地を活かし、条件に合った場所を検討していきます。これに伴い、規模も決まってくるようになります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

それでは次に、工業団地整備にあたり、現在具体的な企業進出が、企業進出の見込みがある段階なのか、それとも工業団地整備を先行させて企業誘致を進める考えなのか伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。現時点では決まっておりませんが、事業を進める中で、どのような企業を誘致するのかを具体的に検討してまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

3つ目になります。工業団地整備に伴い、進入道路や下水、下水道など周辺インフラ整備も必要になると考えられますが、それらを含めた総事業費はどの程度を見込んでおられるのか伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。現在、事業地の選定を進めている段階のため、具体的な事業費についてはまだ算出できておりませんが、土地の整備やインフラ整備にかかる費用を含め、慎重に計画を立てていきます。

今回の事業を進めていくにあたりましては、情報が先に出ることで事業が計画どおりに進まなくなる可能性もあるため、慎重に進めていくことをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。今後、情報提供が可能な段階になりましたら、適切な時期にお示しをさせていただきます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

いろいろなことが決まっていないということなので、事業慎重に進めていただきたいと思います。

います。地域経済の活性化に資する事業となるように、今後の取り組みに期待して質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

5 番 小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

それでは条例に関する件で質疑をさせていただきます。まず第 1 に今鮫田議員からも質問がありました、第 5 号の企業誘致の特別会計設置条例の件で質問させていただきます。

まず第一点、今回一般会計とこれを特別会計に持っていくという話があります。この特別会計に持っていくと。理由ですね、ここを詳細に説明をお願いしたい。以上です。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回の改正は、工業団地整備実施の事業の実施に伴い、当該事業に係る経費を明確に区分し、効率的かつ適正な財政運営を図るため、新たに富士川町工業団地整備事業特別会計を設置することを目的としております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

わかりました。今一般会計と特別会計の分けるんですけども、これから事業を進める上でですね、一般会計の方からこの事業に対して補填をするという可能性についてはいかがでしょう。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

今回の当初予算におきまして、一般会計からの繰出金としまして、特別会計へ補填する予算の方を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

今回一般会計から補填をすると、今後ですね進めていく上で、特別会計と一般会計を分けたわけですから、今後もその一般会計から補填をする可能性についてはいかがですか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

今後も一般会計からの繰り出しをもとに、特別会計の事業を運営していきたいと考えております。以上でございます。

○5 番議員（小林和良君）

はい、わかりました。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

条例に関して引き続きよろしいでしょうか。第3号のところですね。これはページで言うとタブレット5ページから始まっていると思うんですけども、5ページ、6か6ページですね。ここで私お聞きしたいのは、初任給調整手当という、4号ですね。すいません4号、議題としては4号ですね。すいません。4号の富士川町職員給与条例の一部を改正する条例ですね、失礼しました。この中に第一種初任給調整手当および第二種初任給手当というのがここに書かれております。これ私、勉強不足なんですけども、まず第1に、その第一種初任給手当第二種、この2つのその手当があるんですけども、それぞれ該当するそれぞれのものっていうのはどのようなものなのか、ちょっと詳しく説明していただきたいんですけど。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。今回の改正で第一種と第二種ということでございますが、医師や歯科医師等が対象になるのが第一種、地域における最低賃金を下回る場合の差額が支給されるものについては第二種ということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

富士川町で言いますとですね、これらの第一種、第二種に該当する方というのは何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。富士川町におきましてはまず第一種ですが、これまでも対象となっておりません。第二種につきましては、最低賃金を本庁の給料を上回っておりますので、対象者は出ていないということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい。わかりました。該当者なしということで。

次に、やっぱり条例のところですね、第7号 富士川町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、ちょっと質問させていただきます。ページで言うと、34かな。これは新旧対照表がございます。これは峡南の方から、規定から来ているものだと思うんですけども、これを新しく条例をすることによって、我々の日常の生活において今までよりも何か厳しくなるというような、該当する事例はございますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。火入れ条例につきましては、町の森林または森林の周囲1kmの範囲内にある土地に地ごしらえ、開墾、害虫駆除、焼き畑、採草地改良の準備おける、における火入れに関しての条例、許可の手続きになっております。このことにつきまして町民に直接必要な条例ではなく、あくまでも森林、または森林に関する火入れに関しての条例となります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。一応確認いたしますけれども、町の行事でですね、火を使うことってわりとありまして、例えば正月あけのどんど焼きとかですね、やぐらを作って火をつけるんですね。現在は森林火災警報が発令されたら、火入れはできないということになってるんですね。なので、この部分においては、この条例が改正されても今までどおりだと考えてよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問に、質疑にお答えします。林野火災警報、注意報につきましては、峡南広域行政組合の消防法に係る条例であります。そちらが優先されますので、今回の条例改正はそれに基づいた条例改正となります。そうしたことから、警報、林野火災警報注意報のみを優先的に注視していただければいいということになります。以上となります。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

まだありますね。質問これもう一点でよろしいですね。はい。ちょっとお聞きしたいのは、どんど焼き、ご存知のどんど焼きというのは、この条例がされても今までどおり警報、注意報はOKで、OKというか注意報はしなくて警報の時点でできないという認識でよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質疑にお答えします。どんど焼きにつきましては、林野火災注意報、警報に基づいてやっただく、もしくは中止していただくということになりますので、この条例とはまた別の関係になります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

はい、わかりました。今までどおりだという認識で事業を、地域の事業をやりたいと思います。以上で私の質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

1 番 宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

私からはちょっと細かいところになるんですけども、議案第6号、タブレットは31ページをお開きください。富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてということで、町内の中学生以下が無料になり、町外の中学生は有料という形になるんですけども、この場合、この子どもが来た場合に住所の判定っていうのは、何か証明書みたいなものを見せるというような形で考えていらっしゃるのか、それとも別の方法があれば、そのあたりだけ教えていただければと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えいたします。現在、証明書などでの身分確認ということは行っておりません。自己申告という形で実施をしているところでございます。以上でございます

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

わかりました。以上で私の質疑は終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

7 番 望月眞君。

○7 番議員（望月眞君）

宇田川議員の今の質問に関連をして質問させていただきます。議案第6号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、31ページの新旧対照表で見ていただきたいと思いますが、この中で五開プール、中部プールは無料ということになってますね。今度として、備考のところに障がい者が使用する場合は、表に定める額の2倍に相当する額とすると、こう書いてあるわけなんですけど、今回この五開プール、中部プールは町内者、障がい者も無料という理解でよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えいたします。議員のおっしゃるとおり、使用料のところに無料と記載をしてありますので、町内、町外関わらず五開プール、中部プールにつきましては無料でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

五開プール、中部プールを無料にした要因について伺います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えいたします。五開プール、中部プールにつきましては、学校の閉校後、地区からの要望で、8月1日から8月お盆まで、帰省客のために開放してもらいたいということで、無料で開放してもらいたいということで開放している施設でございます。ですので改めて今回利用の、利用料のところ、使用料のところ無料というふうに記載をしたものでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

地区にその地域に住んでいる、帰省した人たちに対して、便宜を図っていくと、こういう理解でよろしいですね。そうすると、今言ったように帰省してきた以外でも、これはもう一切審査等しないで無料で使ってもらおうと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えいたします。望月議員のおっしゃるとおり、町外、町内、町外帰省客と関係なく無料とするものでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

地域の活性化のためにもね、これは良いことだと思います。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

議案第3号なんですけども、ページ数で4ページ、4ページにあるわけなんですけど、消防団の関係なんですけども、団員、消防団員不足ということで、報酬手当の改正ということなんですけども、これに至った経緯っていいですか、それをお願いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質疑にお答えします。今回の改正につきましては、消防団員の処遇を改善し、

将来にわたって安定した団員の確保に繋げるため行うものです。この金額につきましては、国の基準に基づいて、令和6年度から段階的に上げて、消防団員の安定的な確保に繋げるよう行うものであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますと、改正によって団員が多くなることは非常にいいかなと思いますけども、今後も国の基準としても町の基準の中でも、考えることはあるんですか。高くすることですね、報酬で。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

今回、国の基準に改正により達することになりますので、基本的には国の示す基準に則って上げたということで、今後、また国が人件費の高騰などにより、団員の手当の改正がありましたら、それに伴って町も行うような形となります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

3回目ですね。そうするとあくまでも国の基準に則って改正をするということの回答ですけど、町独自で考えることは無理なんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

今回の消防、国の示す基準につきましては、交付税の対象となる部分もありますので、それを超えて町独自でということは現時点では考えておりません。以上となります。

○6番議員（秋山仁君）

はい、終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第3号から第7号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 7 議案第 8 号 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例についてを議題とします。

これから、議案第8号について質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第8号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 8 議案第 9 号 不動産の譲与について
を議題とします。

これから、議案第9号について質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

6 番 秋山仁君。

○6 番議員（秋山仁君）

議案第9号なんですけども、不動産の上映についてということで。今回、天神中條区の名義になってるのをですね、土地の売買によって移転登記をするということ、地縁団体ということで、天神中條自治会という自治会譲与なんですけども、これは議会の議決を経ないということだと思われまうけれども、やっぱり一つの登記、所有権移転をするのに、天神中條区から天神中條自治区に一つの流れがわからないから、議会の議決、議決を必要としているということですよね。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。現在、登記簿上の天神中條区は明治22年前からの財産区であり、現在地縁団体となっている天神中條自治会、自治会と結びつく書類がないため法務局との協議の上、公的機関である町において、財産処分意思決定が必要だということで、今回上程の方をさせていただきました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6 番議員（秋山仁君）

そうしますとこの場合、売買なり移転登記が完了なりすることで課税の対象にはならないということで理解していいんですよね。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。天神中條区については、税法上の控除を受けられるものと考えております。以上です。

○6 番議員（秋山仁君）

はい、終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第9号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 9 議案第10号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第9号）

日程第10 議案第11号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第12号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第13号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第14号 令和7年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第15号 令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算（第2号）

以上の6議案は補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第10号から第15号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

議案第10号 富士川町一般会計補正予算になります。タブレットが54ページになります。歳入の方になりますが、22款町債、1項町債、3目教育債、1節学校教育施設等整備事業債になります。この欄にですね、学校施設等整備事業債がマイナスになっておりまして、その下に防災減災国土強靱化緊急対策事業債とまた項目があるんですけれども、この意味といますか、理由についてお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川中学校の屋内運動場空調設備の事業でございますが、当初は学校施設整備事業債を充当する予定でありました。県からですね、空調設備の臨時特例交付金の補助裏の起債ですね、は防災減災国土強靱化緊急対策事業債を借り入れるよう県からの指示がありましたので、対象する起債を変更するものでございます。またあの充当額につきましては、事業費等の確定により借り入れる額を補正計上しているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、わかりました。次にですね、タブレットの62ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、14目防災重点農業用ため池緊急整備事業費についてになりますが、この場所はどこになりますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。場所につきましては、小室の八雲池となります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。これ、今年度のちょっと予算にも載ってたかと思うんですが、緊急となっているんですが、これ何か不具合などがあって緊急に整備しなければいけないということなのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えいたします。小室の八雲池につきましては、県の防災重点ため池ということで、ため池が決壊したときに下流の地区において、被害が想定される区域として指定されておりますので、早急に改修の事業が必要ということで緊急となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい、ではちょっと次の項目になるんですけども、タブレットは同じ62ページになります。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、急傾斜地崩壊対策事業についてになります。この事業の内容についてお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。急傾斜地崩壊対策事業につきましては、急傾斜地法に基づき、山梨県知事が指定したがけ崩れ危険区域で、対策工事を実施する事業となっております。今回事業を実施するところにつきましては、鬼島地内の町営中部住宅の北側法面の斜面の工事となります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい、以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

5 番 小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

それでは質疑をさせていただきます。まず第10号ですね。10号の一般会計補正予算な

んですけども、ページ、ページで言うそうですね42ページ、42ページのですね歳入のところですね、歳入のところの19款の繰入金のところですね。繰入金、これは基金から繰入る金額が6億4,000万減額となっていると。繰入るお金が減ったということで、それはそれでいいんですけども、この繰入るお金が少なくても済むということは何か事業をしなかったと何か要因があったと思うんですけども、この減額の要因について説明をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。基金につきましては、当初予算編成時に充当していた基金を戻すものでありまして、事業確定が多くございました。そのため繰入が不要となったことから、所要の額を基金に戻すということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

その中で大きなもの、大きな金額のものっていうのはどんなものがございますか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。大きなものというと、事業的にはマイナスの歳出がいくつも積み重なったものでございまして、その中でもちょっと歳入でございしますが、地方交付税、地方交付税が確定したことによりまして、その額も含まれておりますので、主には地方交付税が多く歳入になったことから、そこを減額、基金を減額したということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。次にですね第15号、議案の15、第15号ですねのところで、ページで言うと、110ページかな。下水道、下水道事業のところなんですけども、ここで事業確定、やはりこれは事業確定で4,500万ほどの額が減額されているということになってますのでこの、すいませんページでいうと112ですね。112ページ、どのような事業が確定されてこの額が出たのかご説明願います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。こちら4,594万4,000円の減額となっている理由ですが、流域下水道事務所、長澤地区にある浄化センターへの維持管理負担金が確定しまして、そこで減額が生じたところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。以上で私の質問を終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第10号から第15号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第15 議案第16号 令和8年度富士川町一般会計予算

日程第16 議案第17号 令和8年度富士川町国民健康保険特別会計予算

日程第17 議案第18号 令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算

日程第18 議案第19号 令和8年度富士川町介護保険特別会計予算

日程第19 議案第20号 令和8年度富士川町介護サービス事業特別会計予算

日程第20 議案第21号 令和8年度富士川町奨学金特別会計予算

日程第21 議案第22号 令和8年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算

日程第22 議案第23号 令和8年度富士川町鹿島財産区特別会計予算

日程第23 議案第24号 令和8年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第24 議案第25号 令和8年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算

日程第25 議案第26号 令和8年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算

日程第26 議案第27号 令和8年度富士川町工業団地整備事業特別会計予算

日程第27 議案第28号 令和8年度富士川町水道事業会計予算

日程第28 議案第29号 令和8年度富士川町簡易水道事業会計予算

日程第29 議案第30号 令和8年度富士川町下水道事業会計予算

以上の15議案は、令和8年度の当初予算案件でありますので、一括して議題とします。

なお、本案は、特別予算委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみにとどめてください。

これから議案第16号から第30号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第16号から第30号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第30 議案第31号 富士川町過疎地域持続的発展計画の策定について
を議題とします。

これから議案第31号について質疑を行います。質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第 3 1 号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 3 1 議案第 3 2 号 峡南医療センター企業団規約の変更について
を議題とします。

これから、議案第 3 2 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第 3 2 号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午前 1 0 時 4 8 分

令和 8 年

富士川町議会 3 月定例会

3 月 2 3 日

令和8年第1回富士川町議会定例会（4日目）

令和8年3月23日

午前10時00分開議

於 議 場

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 3号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 4号 富士川町職員給与条例等の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 5号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 6号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 7号 富士川町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 8号 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例について

日程第 8 議案第 9号 不動産の譲与について

日程第 9 議案第10号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第9号）

日程第10 議案第11号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第12号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第13号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第14号 令和7年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第15号 令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第16号 令和8年度富士川町一般会計予算

日程第16 議案第17号 令和8年度富士川町国民健康保険特別会計予算

日程第17 議案第18号 令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算

日程第18 議案第19号 令和8年度富士川町介護保険特別会計予算

日程第19 議案第20号 令和8年度富士川町介護サービス事業特別会計予算

日程第20 議案第21号 令和8年度富士川町奨学金特別会計予算

日程第21 議案第22号 令和8年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算

日程第22 議案第23号 令和8年度富士川町鹿島財産区特別会計予算

日程第23 議案第24号 令和8年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第24 議案第25号 令和8年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算

日程第25 議案第26号 令和8年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算

日程第26 議案第27号 令和8年度富士川町工業団地整備事業特別会計予算

日程第27 議案第28号 令和8年度富士川町水道事業会計予算

- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 令和 8 年度富士川町簡易水道事業会計予算
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 令和 8 年度富士川町下水道事業会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号 富士川町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 3 1 議案第 3 2 号 峡南医療センター企業団規約の変更について
- 日程第 3 2 議案第 3 3 号 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 3 3 同意第 1 号 富士川町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 4 同意第 2 号 富士川町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 5 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 3 6 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 3 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
10 番	青 柳 光 仁	11 番	鮫 田 洋 平
12 番	井 上 光 三	13 番	堀 内 春 美

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19人)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	樋 口 和 仁	会 計 管 理 者	深 澤 千 秋
政 策 参 事	山 形 謙一郎	政策秘書課長	渡 辺 成 昭
財 務 課 長	井 上 誠	管 財 課 長	長 田 博 幸
税 務 課 長	大久保 公 生	防災交通課長	西 川 修 司
町民生活課長	芦 澤 晶 子	福祉保健課長	中 込 浩 司
子育て支援課長	小 林 喜 文	産業振興課長	望 月 奈緒美
土木整備課長	井 上 勝 彦	都市整備課長	杉 田 進
上下水道課長	依 田 文 哉	教育総務課長	小 林 恵
生涯学習課長	齋 藤 栄 治		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	依 田 正 紀
書 記	井 上 鮎 奈

開会 午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。

起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和8年第1回富士川町議会定例会4日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、本会議および委員会において慎重にご審議をいただきました、第1回定例会も本日が最終日となります。引き続きご審議の程よろしく願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

なお、本日追加案件として人事案件3件、閉会中の継続調査申出書3件が提案されています。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 議案第3号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第4号 富士川町職員給与条例等の一部を改正する条例について

日程第4 議案第5号 富士川町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第6号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第7号 富士川町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

以上の5議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第3号から第7号まで一括して討論を行います。討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第3号から第7号までの討論を終わります。

これから、日程第2 議案第3号から日程第6 議案第7号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第 3 号から第 7 号までは原案のとおり可決されました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第 7 議案第 8 号 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例について
を議題とします。

これから議案第 8 号について討論を行います。討論は、ありませんか。

(な し)

討論なしと、認めます。

以上をもって議案第 8 号の討論を終わります。

これから日程第 7 議案第 8 号について採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第 8 議案第 9 号 不動産の譲与について
を議題とします。

これから議案第 9 号について討論を行います。討論は、ありませんか。

(な し)

討論なしと、認めます。

以上をもって議案第 9 号の討論を終わります。

これから日程第 8 議案第 9 号について採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第 9 議案第 10 号 令和 7 年度富士川町一般会計補正予算 (第 9 号)

日程第 10 議案第 11 号 令和 7 年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 11 議案第 12 号 令和 7 年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 12 議案第 13 号 令和 7 年度富士川町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 13 議案第 14 号 令和 7 年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第14 議案第15号 令和7年度富士川町下水道事業会計補正予算（第2号）

以上の6議案は補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第10号から第15号について一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと、認めます。

以上をもって議案第10号から第15号までの討論を終わります。

これから日程第9 議案第10号から日程第14 議案第15号まで一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第15号までは原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第15 議案第16号 令和8年度富士川町一般会計予算

日程第16 議案第17号 令和8年度富士川町国民健康保険特別会計予算

日程第17 議案第18号 令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算

日程第18 議案第19号 令和8年度富士川町介護保険特別会計予算

日程第19 議案第20号 令和8年度富士川町介護サービス事業特別会計予算

日程第20 議案第21号 令和8年度富士川町奨学金特別会計予算

日程第21 議案第22号 令和8年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算

日程第22 議案第23号 令和8年度富士川町鹿島財産区特別会計予算

日程第23 議案第24号 令和8年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第24 議案第25号 令和8年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算

日程第25 議案第26号 令和8年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算

日程第26 議案第27号 令和8年度富士川町工業団地整備事業特別会計予算

日程第27 議案第28号 令和8年度富士川町水道事業会計予算

日程第28 議案第29号 令和8年度富士川町簡易水道事業会計予算

日程第29 議案第30号 令和8年度富士川町下水道事業会計予算

以上の15議案は、令和8年度の当初予算案件ありますので一括して議題とします。

なお、本案件につきましては去る、3月6日の本会議において予算特別委員会に付託しましたので、委員長に審査の報告を求めます。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

それでは、ご報告させていただきます。

令和8年3月23日 富士川町議会議長堀内春美殿、予算特別委員長委員会委員長 秋山仁。委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、富士川町議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第16号 令和8年度富士川町一般会計予算 原案可決

議案第17号 令和8年度富士川町国民健康保険特別会計予算 原案可決

議案第18号 令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決

議案第19号 令和8年度富士川町介護保険特別会計予算 原案可決

議案第20号 令和8年度富士川町介護サービス事業特別会計予算 原案可決

議案第21号 令和8年度富士川町奨学金特別会計予算 原案可決

議案第22号 令和8年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算 原案可決

議案第23号 令和8年度富士川町鹿島財産区特別会計予算 原案可決

議案第24号 令和8年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算
原案可決

議案第25号 令和8年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算 原案可決

議案第26号 令和8年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算 原案可決

議案第27号 令和8年度富士川町工業団地整備事業特別会計予算 原案可決

議案第28号 令和8年度富士川町水道事業会計予算 原案可決

議案第29号 令和8年度富士川町簡易水道事業会計予算 原案可決

議案第30号 令和8年度富士川町下水道事業会計予算 原案可決

去る3月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました上記議案について、3月11日、12日、13日に委員会を開催し、慎重な審査を行いました。

全体会での主な内容を申し上げます。3月17日に開催された全体会では、ひとづくり分科会およびまちづくり分科会から別紙のとおり報告があり、その報告に対する質疑がされました。議案第16号については、小林和良議員ほか2名、ほか2名から、8款6項2目まちづくり事業費、富士川ふれあいスポーツ公園測量設計業務委託料900万円および、ふれあいスポーツ公園構造物撤去工事請負費772万4,000円について、減額修正案の提出がありました。討論採決の結果、賛成少数で議案を否決されました。以上です。修正案は否決されました。はい、すいません、間違えました。

○議長（堀内春美さん）

以上で委員長からの報告が終わりました。秋山委員長、その場でしばらくお待ちください。この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、議案第16号から第30号までは質疑と討論を省略します。

秋山委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、日程第15 議案第16号から日程第29 議案第30号まで一括して採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から第30号までは、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を行います。資料を配ってください。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

ここでご報告します。ただいま予算特別委員会から、発議第1号 議案第16号 令和8年度富士川町一般会計予算に対する附帯決議についてが提出されました。

お諮りします。

この際、発議第1号を日程に追加し直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

よってこの際、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

発議第1号 議案第16号 令和8年度富士川町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番秋山仁くん

○6番議員（秋山仁君）

————— 附帯決議文朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君の説明が終わりました。秋山仁君、その場でしばらくお待ちください。

この議案については質疑と討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、発議第1号については質疑と討論を省略します。

秋山仁君ご苦勞さまでした。自席にお戻りください。

これから発議第1号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第３０ 議案第３１号 富士川町過疎地域持続的発展計画の策定について
を議題とします。

これから、議案第３１号について討論を行います。討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第３１号について討論を終わります。

これから、日程第３０ 議案第３１について一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第３１ 議案第３２号 峡南医療センター企業団規約の変更について
を議題とします。

これから、議案第３２号について討論を行います。討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第３２号について討論を終わります。

これから、日程第３１ 議案第３２号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第３２ 議案第３３号 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求める
ことについて

を議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由の説明が終わりました。この案件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥が適用されますので、望月眞君の退席をお願いします。

(望月眞君 退席)

○議長(堀内春美さん)

この議案については質疑と討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については質疑と討論を省略します。

これから日程第32 議案第33号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって議案第33号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

望月眞君の入場を許可します。

(望月眞君 入場)

議席にお戻りください。

○議長(堀内春美さん)

日程第33 同意第 1号 富士川町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

日程第34 同意第 2号 富士川町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

以上の2議案は、教育委員の任命の同意案件でありますので、一括して議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長(望月利樹君)

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長(堀内春美さん)

以上で町長からの提案理由の説明が終わりました。

この議案については、質疑と討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号および第2号については質疑と討論を省略します。

これから日程第33 同意第1号から日程第34 同意第2号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号および第2号については、原案のとおり同意とすることに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第35 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第36 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第37 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の3議案は、閉会中の継続調査案件でありますので、一括して議題とします。

各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

以上をもちまして、本定例会の議事日程は全て終了しました。

当初予算、条例改正、補正予算などの重要案件をご審議いただき、ここに無事閉会できますことを、厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ町の執行部各位には、議案説明、答弁等にご協力をいただきありがとうございました。

議員の任期も残すところ1ヶ月余りとなりました。残された任期を全うし、富士川町の更なる発展のため、住民の皆さんが安心して笑顔で暮らせるまちづくりのため、その重責を果たし、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、令和8年第1回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。「相互に礼」、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時33分